

第1節 概 観

本章においては、教育、学問的組織としての学会、報刊、学堂について述べて行く。 最初に、中国における、伝統的な教育、学問的組織とその歴史的変遷について見て行く。

まず、中国における在来の教育機関としては、国立学校と私立学校があった。官立学校としては、 北京に国子監が設立され、地方には、それぞれ、府学、州学、県学や社学が設置された。

また、私立学校としては、すでに、変法期の学会や学堂の所で見たように書院が置かれ、伝統的な 学術発展の中心となっていた。もっとも清代には、官立の書院も見られるようになった。

この他、庶民の学校として、義学、義塾、族塾、村塾などの私塾があった。

しかし、これらの教育機関での教育、学問は、科挙に合格するための伝統的な儒学を中心とするものであり、四書五経、八股文などの考拠詞章の学が行われた。

従って、これらの組織は、アヘン戦争以後の外国勢力の中国侵略に対抗する、人材を養成する教育、 学問的組織とはなり得なかった。

すでに、変法期の学堂で述べたように、洋務期に、外国語を中心とする、清末の洋式学校、京師同 文館、上海広方館、広州方言館などが設立されたが、外国語や技術を中心としており、まだ、中国全 体の教育的学問的組織とはなり得なかった。そこで、変法期になると、外国の侵略にも対応し、人材 を育成し、独立富強を意図する教育的学問的な組織が要請され、実現して行くことになる。

すなわち、今まで述べた伝統的な学問に対して、西洋諸国が独立富強の国を作る基礎となる西学が 受容されて行くことになる。まず、西欧の技術や政治思想や哲学、文学などが受容されたので、それ らを明らかにして行く。

ついで、西洋の近代化の一つのあらわれである女子教育が中国においても展開されるようになった。 ヨーロッパでは、女性が教師になったり、医者となったりして、世の中に貢献したが、中国では女性 は、男性に養われるだけの存在であった。それが、宣教師が来華すると女子教育が開始され、学校が 設立された。変法時期になると、梁啓超などにより、中国の富国強兵のための一助に、女性に目がつ けられ、女子教育が行われていくようになるので、それについて考察して行く。

さらに、児童教育、教育学の分野においても、宣教師などにより児童教育が開始され、変法期に人ると人材の養成が意図されるようになり、西欧風な教育方法として、学堂、母親教育などによる、新しい教育が意図されるようになったので、それらについて述べて行く。

これから、各節において、教育的学問的組織としての学会、報刊、学堂を明らかにして行く。

第2節 西学を受容した組織

中国における西学の受容は、洋務期においては、上海の江南製造総局には広方言館が付設され、北京においては、同文館が設置された。さらに、八〇年代になると、留学生のアメリカ派遣なども行われ、西欧の学問を受容しようという意図が盛んとなった。

変法期においては、洋務期の技術導入のための言語、科学技術の受容よりも巾広く、西学一般が受容され、西欧の政治、思想、学問、文化が摂取されて行くこととなる。

その具体的な例を、学会、報刊、学堂を通して見て行く。

まず、学会としては、北京強学会、上海強学会、務農会、方言学会、奥地学会、算学会、医学善会、 遊覧会、化学会、大同訳書局、西学会、経済学会、地学公会、法律学会などがあるが、ここでは、事 例研究として、務農会を取り上げる。

報刊としては、『中外紀聞』、『強学報』、『通学報』、『農学報』、『算学報』、『格致新報』、『工商学報』、『蒙学報』、『演義報』などがあるが、ここでは事例研究として、『農学報』、『格致新報』を取り上げる。

学堂としては、湖北自強学堂、遜業小学堂、算芸学堂、通芸学堂、瀏陽算学館、湖南靖州算学学堂、広州時敏学堂、東文学社(上海、広東)、南洋公学、天津中西学堂、紹興中西学堂、江南儲才学堂、湖南時務学堂、京師大学堂などがあるが、ここでは事例研究として、京師大学堂と湖南時務学堂を取り上げる。

第1項 務農会

はじめに

変法運動における学会の役割の一つとして本項では、務農会①の場合をとりあげる。

まず、務農会の設置の意図と目的について述べ、ついて務農会の機能、参加者について述べ、最後 にその意義について述べて行く。

1、務農会の設置

務農会については、史料としては、主に務農会公啓と務農会章があるので、これらの史料に従って 論を進めて行くが、まず、その設置の意図、目的などを明らかにして行く。

務農会章の前文には、

農学は、富国の本であり、中国の農学は云われなくなってすでに久しいが、最近、上海の同志 諸君が、農学会を創設したのは復古の意をとり、西法を採用し、天地自然の利を興し、国家富強 の原を根ずかせる盛挙である。

ここに私達は、開弁章程を謹しんで諸報にのせ、衆覧に供する。^② とあり、農学が富国の本であり、農学会の設立は、西法を採用して、天地自然の利、国家富強の原 を定着させるものだとしていることが知らされる。

また、務農会公啓の第7条には、

この挙(務農会の設立)は、西法を用いるとはいっても、耕、植、飼、養は、当地の農民を用いるのであり、決してその固有の利益を奪うものではない。^③

とあり、務農会の設立が農民の利益を奪うものではないことが述べられている。

つぎに、務農会の設立年代は、公啓の掲載されたのが、光緒22年11月 1日の時務報第13冊であることから、 $^{\textcircled{a}}$ その前後といえるであろう。

最後に設立場所であるが、知新報第20冊には、

上海農学会は、現在すでに開かれており、新馬路の梅福里に会屋を借り^⑤……とあり、上海、新馬路の梅福里に開かれたことが知らされる。 つぎに、務農会の機能について見て行く。

2. 務農会の機能

前述の史料により、務農会の機能を見て行く。

まず第1に農学の専門分野について、務農会章第2条には、

2、農学の専門分野は広いが、それを要約すれば6つある。農、圃、林、沢、畜牧、醸造がそれである。^⑥ とあり、農学の専門分野を、農業、果樹園芸業、林業、水産業、牧畜業、醸造業等に規定していることが知られる。

第2に、農学会がするべき仕事として農書の翻訳のこと等が述べられているが、務農会章第3条には …… 欧米、日本の各種の農書、農報を翻訳し、ならびに機関紙を発行し、中国の士大夫層に、化 学を用いて、地質を研究し、土壌を改め、光熱を求め、機器を用いて、灌漑に資し、製造法の理 に精しくさせようとするものであり ⑦……

とあり、欧米、日本の農書、農報を翻訳し新聞を発行し、中国の士大夫層に化学を用いて、地質を研究し、土壌を改め、光熱を求め、機器を用いて、灌漑に資し、製造法の理論に精しくさせようとしていることが知られる。

また同様の記事は、公啓の第5条の一部にも見られる。すなわち、

……農書を翻訳し、農学報を発行し、各国の農務諸報を訳す。

とあり、農書の翻訳^⑨、『農学報』の発行を意図していたことが知られる。『農学報』は、1896年 (光緒22年) 梁啓超によってその序文が書かれ、発行された。^⑩

また戈公振によれば、『農学報』は半月ごとに発行され、主に羅振玉、蒋斧によって維持されており、その内容は、公文、古籍調査、訳述、専著などであった。1898年(光緒24年)からは、旬刊に改められ、9月には、日本人、香月梅外に譲渡されたが、315冊が発行されたという。

第3に、教師の招へいに関して、公啓の第3条には、

化学の先生を1人招へいし、土を弁別し、ならびに欧米の機器や農具を購入し、中国の少なかざる所で人力のおよばないのをたすけようとするものである。^②

とあり、化学の先生を招へいして土壌の弁別や農具、機器の購入をし、機械を用いて力の足りない ところをおぎなおうとしていることがわかる。

同様のことは、務農会章の第11条にも、

……光、熱、図、算、水、化、動、植物等の学のうち、化学、動植物学は、もっとも主要であり、必ず化学の先生を1人招いて、土質を検査し、動植物の先生を1人招いて、各物体の性質を研究する。^③……

と見えており、化学や動植物学が重視され、化学や動植物の先生を招こうとしていることが知られる。 第4に、農地の購入について公啓第1条に、

本会は、資金を集め、江浙両省地方に在って、田を購入し試弁して、入費が多くなれば、なお四方の同志が財布を開けて援助してくれることをこいねがい、此の挙を成功させ、購入した田は 務農会の公産とする。^②

とあり、資金を得て、農地を購入し、会の財産としようとしていることがわかる。 また、公啓第5条には、

------陸続きとして田畝を添置する。^⑤------

と見えている。さらに、務農会第6条には、

……本会は、資金を得て、各地を開くことを計画している。まず近くからはじめ、将来開いた田は、本会の公産とし、学堂を興すなどの一切の費用に備える。¹⁶

とあり、農地を購入して公産とし、将来の学堂の設立に備えようとしていることがわかる。

第5に、植物の播種などについて、公啓の第4条に、

農の義となすは、耕牧を兼ねると云われている。本会は、五穀を種えるのを除く外は、中外の各種の植物を一々試種する。また、魚を飼育するなどなどにも及び、利の源を広くする。^① とあり、五穀と植物の播種や、家畜や魚類の飼育を考えていることが知られる。 同様の記事は務農会章の第7条にも見える。

すなわち

種植、畜牧の法については、中国の方法は迂緩、粗浅であるが、欧米のは、敏捷、精善であり、 有識者が皆知っているところである。

……ことごとく新法を用いて試弁し、1、2年後に成効を観るべきであり、それにより、その方法の効果をますます知ることができる。 $^{\textcircled{1}}$ ……

とあり、西欧風の新法を用いて効果あらしめようとしていたことが知られる。

第6に、穀物販売所(農協)、蚕種試験場の設置、馬や家畜等の購入について、務農会章第9条に、 ……本会は、西欧人の成法に一本化し、穀物の販売所や蚕種の試験場を設け、西欧の大馬や各家

畜を購求する。(9 年間の日間の経過を開発し、17 年後上、17 年後上、17 年後の年前

とあり、穀物販売所、蚕種試験場の設立、馬や家畜の購入などが考えられているのが知られる。 第7に、農具等の購入について、すでに見たように公啓の第3条²⁰、務農会章第3条²⁰に述べられ ており、同章第8条にも、

……西欧が用いている所の機器は、皆精巧敏捷で、火力、馬力、人力の別がある。……中国の犂耕の如きは、耕すこと僅か数寸にしか及ばないが、西欧の犂は深さが5尺にもなる。凡そこの類は、枚挙にたえない。本会は、各種の器具を購買し、試験して見て果して敏捷でふさわしければ、図式の如く模造して民用に利する。②

とあり、西欧のすぐれた農機具を購入、模倣して、民の用に利用しようとしていることが知られる。 第8に、工場の設立について公啓第5条に、

……将来、試弁して効があれば、砂糖や酒等を製造する工場を開設する。② とあり、砂糖、酒造工場の設立が意図されていることが知られる。 また務農会章第10条にも、

……工場を設立し前述のような砂糖、醸造の各事を製造し、利源を推広する。^②とあり、同様のことが知られる。

第9に、学校の設立について、公啓第5条に「……農務学堂を設立することを請う」 とあり、農務学堂の設立を意図していることがわかる。

また務農会章第11条には、

事柄の大きさに関係なく、学ばなければ成功することはない。特に農学の理論は、繁願であり、 必ず学校を開いて、習い購求しなければならない。……

先ず一堂をたて、ようやく広がれば、必ず農田のある所には、学校を有し、農民がみな新理、 新法を知るようにする。²⁰......

とあり、農学の大切なことと、農村に学校を立て、農民を啓蒙せんとする意欲の程が伺われる。 第10条に、研究者、教師の養成等について、公啓第9条に、

試弁の時、もし聡明な子弟で学に従うことを請願する者があれば、本会に至らしめて、学習させ、授業料は取らない。自ら、自炊自活し、将来学問が成れば、派遣して各地の分教場などの職に充てる。(西国の農林省の官吏に農業学校の出身者でない者はない。②)

とあり、子弟で農学の希望者があれば、農学を無料で学ばせ、学問を身につければ、各地の分教場 の先生に採用しようとしていることが知られる。

第11に博覧会などについて、務農会章第12条に、

12、西欧では、一芸一物の微細な事についても必ず、博覧会があり、各事業を操業してたがい に競争し、勤めているものがあれば、褒め、怠惰なものがあれば、警告しているが、その意図す る所は大変良い。本会もまた、種植、畜牧、製造の各類に分けて博覧会を設けることを考えてい るが、その理由は、良悪をためし、新理を求めようとするからである。②

とあり、西欧の一芸一物に博覧会があるのに做って博覧会を行い良悪をためし、新理を求めようと していることが知られる

第12に入会手続きなどにつき公啓第8条に、

1、海内同志で入会を願う者は、官位、現住所などを時務報刊に寄せて欲しい。そうすれば皆が集まった時に相談するのに便利である。^②

とあり、入会希望者は、官位、現住所を知らせることになにっていたことが伺われる。 また、務農会章第4条に、

……凡そ、会員になりたいと思う者は、官名と現住所を示して欲しい。そうすれば、前後順序立てて、機関紙にのせる。^③

とあり、同様のことが知られる。

第13に会計について、公啓の第6条に、

1、毎年の出入の金銭を、記録して本報にのせるのは浪費を防ぐためであり、機関紙が発行されるまでは、時務報にのせる。^{⑤〕}

とあり、出入の金銭については浪費をしないように、機関紙にのせようとしていることが知られる。 第14に寄附金について務農会章第5条に、

5、本会が処理しなければならない部門、種類は、非常に多く、費用が多く必要であるが予算を立てるのが困難なので先ず資金の寄附を仰いで、機関紙、その他の事を行う^②……。

とあり、色々な仕事を処理して行くために寄附を集めていることが知られる。

なお、寄附をした者の姓名が公啓のあとについているが、それによれば、羅振玉と蒋黻が銀千元を 捐納していることが知られる。^③

以上、務農会の機能について考察したが、次項においては、参加者について見て行く。

3、務農会の参加者

まず、史料により、参加者の官職、出身地を表にしておく。

	氏	名	出	身	官職(又はそれに代る資格等)	会中の役割	現の最終後の個別、 単本
	架 啓	超	広	東	挙 人	SKRAMEGE	度提出司等中市政策發展
	蒋	黻	江	蘇	ひていた。 部僚会の	辨理	は会介書選手会人立事
	羅振	玉	浙	江	CONTRACTOR	辨理	Trab, Laosan
00	徐梅	蒯	浙	江	医大脑内部医疗	THE SHEET	电影水中部形成水形印作
	朱 祖	栄	江	蘇	MIRO-1-52-6-009	ens.	*オーカファール会
	張	謇	江	蘇	前翰林院修撰	a management of a	CONTROL LANGE

務農会の参加者でその氏名の判明している者は、梁啓超、羅振玉、徐樹蘭、朱祖栄、蒋黻の5人で

あり、王爾敏氏はさらに張謇を加えておられる。

今これらの参加者の階層構成は、前翰林院修撰(従6品相当)1人挙人1人であとは不明であるが、 官位に関する限り、下級官僚2名を含んで末流の人達ではなかったかと思われる。

なお羅振玉は、清末から民国の農業、教育事業に大きな働きをなし、甲骨文字の研究者としても知られている。また張謇は1894年進士に単なる及第ではなく、トップ合格で及第し、日清戦争後大生紡績を創立し、立憲派の政治家としても知られ、民国初期の閣僚となった人物である。

またその派別を見れば、中間派より右よりではなかったかと思われる。だから政変の際他の学会が 弾圧された時も、農学会は両江総督劉坤一の保護を受けたのではないかと思われる。³⁰その出身地域 は、江蘇3人、浙江2人、広東1人であり、江蘇にかたよりが見られる。

すなわち上海周辺の出身者が中心となったと考えられる。

以上、務農会の参加者について述べたが、つぎに、その意義について触れたい。

4、務農会の意義

すでに見たように、務農会は、農業を主産業とする中国に、西欧風の近代的農業を移植し、天地自然の利を興し、中国の富強の源としようとするものであり、また、中国の士大夫層を啓蒙して、地質を研究し、土壌を改め光熱を求め、機器をもって、灌漑に資し、製造法の理論を究めさせようとするものであり、ひいてはそれが農民の利益になることを願ったものであった。

これらの務農会の役割は、農学を中心とする、西学的学会の一つであり、その機関紙、『農学報』 が315冊も発行されたことからも知られるように、中国の近代自然科学の導入と発展にあずかって力 があったと思われる。

Style gate 14 company at the action of the state of the s

今まで、務農会について考察して来たが、それをあらましまとめれば、務農会は農業を主とする中国に西欧風の近代的農法を導入し、富強の国たらしめようとして、1896年(光緒22年)に上海に設立されたものであった。その機能は、農学書、農学報の翻訳、農学報の発行及び外人教師を招へいを通して中国の知識人達を啓蒙しようとしたのであった。そのため、農地、農具、機械を購入して、西欧風の動植物の飼育、栽培の方法を研究し、穀物販売所、蚕種試験場、製糖工場、酒造工場や、農務学堂を設立せんとし、研究者の養成、博覧会の開催なども考えていた。

また入会手続きや会計、寄附金の事も決めていた。務農会の参加者は、中下級の官僚或いはそれ以下であり、上海のある江蘇省にかたよりが見られた。務農会の意義は、中国への西欧風の近代自然科学の導入と発展にあずかって力があったことであろう。またその性格は、農学を中心とする西学的学会の一つであった。

務農会は、戊戌政変により、一時中断されるが、その機関紙であった、『農学報』は、日本人に経営が移って存続することとなった。

第二項 農 学 報

はじめに

戊戌変法期、1898年4月の光緒帝の変法国是により、新学講求の強調、農業の振興の上論が出され、 北京に農工商総局が設立された。①また、報刊を開く上論も出されている。②

これらの中央の政策に呼応して、地方においても、例えば、上海において、これに前後して農学会の機関誌である『農学報』が出版された。同報は、 3 政変後も継続され、 3 15冊あまり発行されているので、本小論では変法期の『農学報』について述べて行く。

まず、『農学報』がどのような経緯と意図で発行されたかを明らかにし、ついで、その組織内容、 参加者等について、究明し、最後にその意義について考察して行きたい。

1、農学報の発行

『農学報』は、農学会の機関誌として発行されたが、梁啓超が書いた序によれば、

……荒磯の墾利を興し、種産の宜い所を挟き、化学を疑って土を肥やし、強め、機器を置いて労力に代える。志願は宏大であり条理は万端であるが、経費はおとっており、まだつぶさに挙げることはできない。しかしすでに発端を念じ始めており、風気を開き広くし、耳目を維新しようとするものである。訳書、印報は、実に物事の最初であり、遠くは『農桑輯要』の規にのっとり、近くは『格致彙編』の例に依りその門目を区分する。約数端ある。農理、動植物学、樹芸、(麦、果、桑、茶等の品は皆この類に帰す)、畜牧(牛、羊、豚、駝鳥、蚕、蜂等の品はこの類に帰す)、木材、漁務、製造(酒、糖、酪、毛織物の類)化料、農器、博議である。月に一編をかき、諸四海に布し、近くは、日本を師として、その通変の由る所を考え、遠くは、欧墨を取り、その立法のよる所を得、三古の実学に迫り、天府の肥えた土壌を保つ。④……

と述べており、近代的な農業を行い、風気を開き、農理、動植物学、樹芸、畜牧、林材、漁務、製造、化料、農器の、農学関係の雑誌を月1回発行し、日本、欧米にならい、実学をたしかめ豊かな中国を保とうとしていることが知られる。

また、『農学報』の刊報凡例によれば、その第1条に、

とあり、その重点が、農業、蚕桑、畜牧にあることが知られる。

このことにより、変法国是が破れ、西太后の訓政が中央で行われ、多くの学会、学堂、報刊が弾圧 された中で、『農学報』が生き残れた原因の一つとも考えられる。

また、その第3条には、

3、本報は、各省の農政を詳しく載せ、本会弁事の情形を坿し東西の農書、農報を訳し、研究す

るのに資けとなし、報章が日に多くなり、寄付も裕かになるのを竢って人を添えて農書を専門に訳し、報末に坿さないで、書を迅速に出すことを期している。⑥

とあり、『農学報』の内容について触れ、各省の農政、農学会の様子、東西の農書、農報などの翻訳を載せようとし、将来は、農書の翻訳発行も考えていることが知られる。

第4条には、

4、本報は、論説がなく、もし、海内の同志で著述で教えようとする者(農学に関係する者)は、 それを択って農会の博議に録入し、衆覧に備える。^⑦

とあり、論説がないのが特徴となっているのが知られる。これも農学報が戊戌政変の時、弾圧されないで残った理由の一つであろう。

ついで、『農学報』第1冊の務農会畧章の第3条には、

- 3、……今、本会は、欧米、日本の各種の農書、農報を翻訳し、合わせて報章を立てる。⁸ とあり、農学会が、各国の農書、農報を翻訳し、『農学報』を作ろうとしていることが知られる。また、第5条では、
- 5、本会の応さに弁ずべきことは……ここに寄付を先きにし、経費を集め、ならびに報章を立てる。^⑨……

とあり、まず、寄付を仰いで『農学報』を出そうとしていることがわかる。

このような意図で発行された『農学報』は、『農学報』の第1冊[®]によれば、光緒23年の4月と書いている。

また、発行場所は、『知新報』の20冊には、

上海農学会は、現在すでに開かれており、新馬路の梅福里に会屋を借り^①…… とあるので、農学報館も、上海新馬路の梅福里にまず置かれたと考えて差しつかえないのであろう。

以上、『農学報』の発行について考察したが、つぎに、その機能について見て行きたい。

2、農学報の組織

『農学報』の様式については、刊報凡例第2条には、

2、本報は、白紙、石印を用い、毎月、報を2回発行し、装訂して冊と成し、毎回約30葉内外と する。^②

とあり、白紙に石印し、月2回、30葉前後の冊子を発行していたことが知られる。 また、弁事規条には、

1、本館は、理事2人を設ける。1人は、庶事を総理し、1人は、書報を潤色する。毎月、給料は各20元。日本翻訳は1人、毎月の給料は60元。英文翻訳は1人で、毎月の給料は10元。司帳は1人で、毎月の給料は4元。写字は1人で毎月の給料は4元。雑役は、2、3人で毎月約4、

5元を費す。また農報館に常駐する。

- 2、本館は、開館当初なので、用人は務めて、簡少にし、経費は、節省を期し、将来、報務が日 に盛んになれば、従事者や給料を増やすことをはかり、臨時の合議を竢って、訂正する。
- 3、本館の収支の帳簿は、毎月掲げ、季毎に報末に付し、信頼を得る。館中の一切の正用を除く の外、その余の浮費は、列入することができない。
- 4、館中の事務については、凡て、寄付をした諸君はだれであっても会に到り、稽査できる。も し、更に章程を改める等の事があれば、公同の会議をして集益を期すべきである。^③

とあり、役員としては、理事、日・英文翻訳、司帳、写字、雑役がおり、収支の帳簿は毎月、毎季明らかにし、監査もあったことが知られる。

また、籌款章程には、

- 1、報館は、農会の最要の一端であり、会中の諸事は、合わせてまず、報館弁起による。毎年の 館中の用度及び印報の費用は、節約して5千元にし、会中のすでに寄付を受けたもの以外は多 くをひろげない。尚、海内の同志には寄付と援助を冀い、成挙を襄成する。
- 2、本会の銀銭の出入は、統べて汪穣郷君によって主政し、凡そ諸君の寄付は、本館に直接寄せ て貰いたい。本館より、本会の受取証を頒布する。また汪君にサインを依頼して送り、信用を あきらかにする。
 - 3、凡そ、寄付100元以上の者は、期によって、報を送る。寄付50元の者は、報を1年送る。再 び費用を取らない。
- 4、本報は、1冊ごとに小売価格で洋1角5分である。全年を定めて関する者は、毎年3元でまず、報費を収める、受取証を給して証書とする。^②

とあり、年間の報費は、4、5千元にとどめ、汪康年のサインにより、受取証を頒布し、寄付100元以上の者には、期ごとに報を送り50元の者には、報を1年送り、本代は、1冊1角5分、年間は3元であることが知られる。

3、農学報の内容

『農学報』は、光緒23年4月より、光緒31年1月まで315冊発行されたが、¹⁵戊戌政変までの45冊を中心に考察した。

その内容は、奏摺録要(章程録要等を含む)各省農政、本会事状、西報選訳、東報選訳等である。 奏摺では、荒地開墾等を中心とする農業問題43(麻局、樹芸会、緩撤3岔口墾局、瑞安務農会を含む)蚕桑関係9、(鄂省蚕桑局、浙江蚕桑学堂を含む)、茶関係4である。

章程では、農業関係 5、(黒竜江屯墾事章程、自来水灌田公司章程、墾奉邑荒地章程、樹共会章程、 湖北農工学堂招考学生示)、茶関係 3、(両湖製茶公司章程、美国戸部続定茶章程、美国増収験茶章程)、 蚕桑関係 3、(蚕桑公会章程、浙江養蚕学堂章程、贛州蚕桑局擬章) である。 各省農政では、蚕桑絲関係32、農業関係25、茶関係22、綿布関係9、学堂関係7(杭州蚕務学堂、 農学堂、杭州蚕学館、浙江蚕学堂、湖北農学堂、蘇州農学堂、蘇州経世小学堂)、麻関係6、油4、 鴉片3、樹木4、農機具ならびに製造4、米麦3、学会3(農学会、杭州蚕学会、江西農会)、章程 2(湖北蚕桑局章程、浙江蚕学館招考章程)、その他の商品作物7(タバコ、樟脳、紙を含む)、公司 1、(灌田公司)、漁業1、虫1、鼡1である。

本会事状では、農学報の購閱関係 9 (杭州府林大守、江寧府劉太守、順天府胡府尹、両湖督院、両 江督部劉、安徽撫部鄧、浙藩惲方伯、保定沈太守家本、清苑労大令乃宣)、その他方購閱 5 (時務報 2、湘報2、訳書公会報1)、蚕桑関係 3、農学 2、米国からの農書購入ならびに贈与 2、学会 2 (郊学会、瑞安務農会)、実験田購入計画 2、学堂 1 (豊潤県農算学堂)、章程 1 (務農会章程)、農師 招聘 1、である。

西報撰訳では、茶関係31、家畜(牛乳を含む)9、農業関係(農具を含む)8、米麦6、肥料4、田土4、虫鼡3、馬鈴署2、個人伝記2、その他の商品作物8(麻、綿、橡、膠、樺、コーヒーを含む)、農学校1(錫蘭農学堂)である。

また、撰訳された報をあげれば、『熱地農務報』45回、『倫敦農務報』8回、『太晤士報』、『英国博学書』各6回、『英倫敦農会報』、『墨州雑報』各5回、『墨州農学報』4回、『英国農学新報』、廼臺惟生廠各2回、『美国農人報』、『農家月旦報』、『技芸会報』、『日日報』各1回である。

東報では虫関係21 (害虫、益虫)、蚕桑絲20、茶9、魚5、稲4、家畜4、銀行関係4、水産博覧会3、果物3、綿麻3、希臘羅馬古代水産業2、その他の商品作物等7(漆、煙草、高麗人参、落花生他)、章程1(農産物品洋会章程)、人絹、紙、田土、鼡各1である。

また、撰訳された報をあげれば、『日本農会報』49回、『日本農事新報』15回、『日本水産会報』7回、『大和興農襍誌』3回、『日本山林会報』、『興農雑誌』、『昆虫雑誌』、『大日本水産会報』各2回、『日本農務報』、伊藤商会、『農事報』、『日本興報』、『蚕業新報』、農商務省、『農民報』各1回である。

最後に『農学報』の内容の主なものに触れて置く。第13冊には、「羔羊類誌坿図」(『農学新聞報』)が見え、羔羊の飼育などに触れられている。 第17冊には「製茶価格之比較」(農事新報)が載せられており、 「横浜での1895年、6年の製茶価格の比較が述べられている。第19冊には「論印錫茶業之感」 (『多言報』)があり、 ③インド・セイロンの茶の盛んな様子が述べられている。また、「美国綿花概況」 (『農事新報』)が見られ、 ④米国の綿花の概況が述べられている。

第21冊には「英国農器逐年出口比較」(『倫敦農務報』)が載せられており、^②英国の農業機器の輸出が世界各国と比較されている。第22冊では「予防稲田害虫発生法」(『日本農会報』)が見られ、^②水田の害虫予防法が述べられている。第23冊には「茶市衰旺比較表」(『太唔士報』)があり、^②1876年から22年間にわたる中国、インド・セイロンの茶の輸出入の比較がされている。

第27冊には、「長野県南北安曇郡飼養天蚕作蚕情形」(『日本農会報』)が見られ、〇日本における蚕の飼育の方法等が述べられている。第36冊の報末には、5月16日の上論が載せられており、〇農学、

農学会、農学堂、農書の翻訳が奨められている。『農学報』の発行もこのような中央の政治の動きに 呼応して上海という地方社会で実施されていることになる。

以上、『農学報』の内容について述べたが、次に参加者について触れる。

4、『農学報』の参加者

まず、『農学報』等により、農学報の参加者で判明する者の姓名、出身地、官職等を表示して置く。

幸	限中の役割	姓	名	田市	身地	官職 (又はそれに代る資格等)	
3	E 持 人	羅 振	玉	浙	江	2. 國學可能但得可以2	
63.000	alter" .rem Per	蒋	âi	江	蘇	STREET, STREET	
	"	梁 啓	超	広	東	*** 1	
	E) #url .27	徐樹	磡	浙	江	D HE ABRESTON	
8 (44.7	E) MR , 25 T	朱 祖	栄	江	蘇	民 俊	
AN IEE	"	張	謇	江	蘇	前翰林院修撰	
4	会計 主 政	汪 康	年	浙	江	進士	
Į.	百文 翻訳	王豊	鎬	江	蘇	候補知県	
602R	"	陳 佩	尚	浙	江	ne Levierene meter a	
	* # # # A A A S	陳 寿	彭	福	建	ON HERE WALLES	
	"	胡溶	康	浙	江	MARIE L'ALMANDER C	
E	日本翻訳	藤田豊	1	В	本	3 3 3	
	"	古城貞	吉	B	本	W 35 W	
*	務農会参加者	雅 昂	来	江	蘇	候補通判	
187	"	朱 克	柔	浙	江	附生	
MY 50	ER Wart, MI	劉樹	堂	江	西	Make a misoner.	
RH上り	"	李 興	築	江	蘇	附生	
	Zina. per	王 登	銓	浙	江	Same Sant	
100	"	王 豊	鎬	江	蘇	候補知県	
	Money.	趙文	衡	浙	江	附生	
1 810	其故 卿に是る在	張	鸿	江	蘇	内閣中書	
akana,	HUI, CAO 13	潘飛	声	広	東	Rolling House of the State of t	
11000	ELWEST,	朱 葆	琛	Ш	東	可是你我们的你们 在1000	
たのであ	55"	劉渠	Л	浙	江	知 県	
1000	G I I Delan	汪 立	元	浙	江	候選知県	
5.	"	遊	某	浙	江	豊潤県知県	
	"	陳徳	24	浙	江	R H H R	
	"	孫駿	生	浙	江.	m m	

農務会参加者	李宗	瀚	浙江	附生
"	叔	頌	467 de 4001 i	翰林院編修
寄 付 者	孫	淦	江蘇	大阪商館
"	劉芋	珊		
"	郁 蓮	雅政	A THE PART OF THE	The state of the state of
musel, mai.	張蓮	隠		- 800
報名揮毫	陶溶	宜	ST. V ENLINEED	THE MANUAL
"	鄭孝	胥	福建	知 県

これによれば、農学報参加者で氏名の判明している者は、35名である。今、その出身地を考察すれば、浙江14名、江蘇8名、広東、福建、日本2名、江西、山東各1名であり、浙江、江蘇にかたよりが見られる。

また、その官職を見れば、通判(正6品)1名、翰林院修撰、(従6品)1名、知県(正7品)3 名、内閣中書(従7品)1名、進士1名、挙人1名、附生4名、日本商館1名、未入流者、不明15名、 日本人2名であり、通判を最高にして附生、知県、未入流者、不明者にかたよりが見られる。

変法派内の派別として、康梁派の梁啓超や汪康年がいることから中間派から右よりになると思われる。

ついで、その奏摺などを取り上げられた人々について考察して置く。

掲載度数	氏	名	田市	身地	官職(又はそれに代る資格等
1	魏光	壽	湖	南	陝西巡撫
2	華	輝			御史
3	史 念	祖	江	蘇	広西巡撫
1	姚 志	架	BAR T		按察使
3	廷	茂	別れて		吉林将軍
4 0	張之	洞	直	隸	湖広総督
4	譚維	洵	湖	南	湖北巡撫
1	瑞	洵	満	H	国子監司業
1	林 廸	臣	Buck		杭州知府
2	桂	斌	8		前大臣
1	池	虬	Name of		No. of Lot, Lot, Lot, Lot, Lot, Lot, Lot, Lot,
1	張	謇	江	蘇	殿撰
1	屠敬	Ш	Hali		翰林院編修
1	湯	蟄	男との		前翰林院編修
1	長 庚 鐘	亮	WHI I		伊犂将軍
1 3	劉	鐸	All colds		中書

1	陳	熾	江 西	戸部員外郎
1	胡	聘 之	湖北	山西巡撫
1	鄧	華熈	広 東	安徽巡撫
1	汪	暁 村		弐 尹
1	程	偷车	Service of the service	紳士
4	劉	坤一	湖南	両江総督
1	奎	俊	D STEED OF	江蘇巡撫
1	徐	寿 蘅	4. (All, 30)	総憲
1	袁	幼庵	e su é autroin	知 県
1	唐	浩 鎮	to the second	郎中
1	陇山	模	浙江	陝甘総督
1	梨	肇 栄	湖南	湖南士紳
1	曾	宗 彦	ESL 5-9 L-78	御史
1	E	雪 岑	land and an	按察使

ここに見られる人数は延べで45名である。

その出身地は、湖南にかたよりが見られ、主に取り上げられている人達は、地方督撫層を中心とする張之洞、劉坤一、史念祖、譚継洵、陶模等であり、その傾向としてはすでに見たように、地方の農業を発展させ、豊かな省を作ろうとしている様子が伺われる。派別としては洋務派的であったといえる。

5、農学報の意義

『農学報』は、農学会の機関誌として発行されたが、その意図は、近代的な農業、蚕桑、畜牧を開発することに置かれ、奏摺、各省の農政、農学会の様子が明らかにされ、東西の農書、農報などの翻訳により、新しい欧米、日本の農業の方法が明らかにされたのであった。

そして、これは、中央の変法国是に呼応するものであり、地方社会を啓発する所大であったのでは ないかと思われる。

さらに具体的に見るならば、『農学報』で取り上げられた問題は、農業問題100、蚕桑67、茶69、 家畜13、虫21、であり『農学報』により、農業問題、蚕桑、茶、家畜、虫の問題の解決にあずかって 力があったと考えられ。また、『農学報』が実学に限定したので、戊戌政変の時に良く弾圧されなかっ たのであろう。

『農学報』は、戊戌政変後も存続したので、中国の農業の近代化に役立つことが大きかったと思われる。

-79 -

おわりに

以上、『農学報』について考察して来たが、最後にまとめて置きたい。

すでに見たように、『農学報』は、近代的な農業、蚕桑、畜牧を開発するために、光緒23年4月に 上海、新馬路の梅福里で発行された。

その体裁は、白紙に石印したものであり、最初月2回発行されたが、光緒25年から旬刊になった。 役員としては、理事、日英文翻訳、司帳、写字、雑役がおり、収支の帳簿は月、季に明らかにされ、 監査もあった。

年間の費用は、4、5千元にとどめ、寄付者には農学報を無料で送り、本代は、1冊1角5分、年間には3元であった。

『農学報』の参加者としては、羅振玉、梁啓超、張謇、汪康年、藤田豊八、鄭孝胥、等35名の名前が判明しており、出身地は、浙江、江蘇にかたよりが見られ、官職では、通判(正6品)を最高として附生、知県、未入流者にかたよりが見られた。

変法派内の派別としては、中間派から右よりになる。その奏摺などを取り上げられた人達で名前の 判明している人は延べで45名であり、出身地は、湖南にかたよりが見られ、地方督撫層を中心とする 張之祠、劉坤一、史念祖、譚継洵、陶茂等であり、派別としては、仮維新系内至は洋務派的であった。

農学報の戊戌政変までの45冊の内容としては、奏摺では、農業問題43、蚕桑関係9、茶関係4、章程では、農業関係5、茶関係3、蚕桑関係3、各省農政では、蚕桑関係32、茶関係25、綿布関係9、学堂関係7、麻関係6、油、樹木、農機具4などであった。

本会事状は、『農学報』を含む農業関係19、蚕桑関係3が主であり、西報撰訳では、茶関係31、家畜9、農業関係8、米麦6が主であり、撰訳された報では、『熱地農務報』、『倫敦農務報』、『太唔士報』、英国博学書にかたよりが見られた。

東報では、虫関係21、蚕桑絲20、茶9、魚5、稲、家畜、銀行関係各4が主であり、撰訳された報は、『日本農学会報』、『日本農事新報』、『日本水産会報』にかたよりが見られた。

また、『農学報』の内容の主なものとして、日本茶、米国綿花、インド・セイロン茶の隆盛、英国 農機器の輸出、日本の稲の害虫、中国、インド・セイロン茶の輸出入の比較がある。

『農学報』の意義としては、近代的な、農業、蚕桑、茶、家畜の開発、虫の問題の解決にあずかって力があり、これは、中央の変法国是に呼応して地方社会を啓発するものであった同報は、政変後も中国の農業の近代化に影響を与えたと考えられる。

第三項 格致新報

はじめに

本小論においては、変法運動における報刊の役割の一例として、学問的報刊である『格致新報』を取り上げる。 $^{\textcircled{1}}$

『格致新報』は、光緒24年2月21日に上海新北門外の天主堂街29号において、自然科学の雑誌として発行されたが、その経緯について考察し、ついで、『格致新報』の組織と機能について述べ、さらに、その内容、参加者、意義についても触れておきたい。

『格致新報』の第一冊の表紙によれば、その発行は1898年3月13日、光緒24年2月21日であり、場所は上海、新北門外天主堂街29号であった。仏語、英語では、それぞれREVUE SCIENTI-FIQUE, SCIENTIFIC REVIEWであることが知られる。②

また、「格致新報縁起」によれば、

天地が分れ、万物が胚胎し、天地の間に皆、物が盈ち、天地の間に、皆学問が盈ちている。人が学ばなければ、どうして人たるべきであろうか。学んでも理を窮めなければ、どうして学問を為すに足りるだろうか。泰西の学は派別、支分して、兵、法、商、政、造船、造器から、農、漁、紡、織、牧、礦に及んでおり、一つとして、学んでいないものはなく、精しくないものはない。その起点を推原すれば、大むねは、目前の初歩的な理論から、偶然に悟って、遂に新奇をひらいた。ワットが水の沸くのを見て、蒸気機関を悟り、ニュートンは、リンゴが地に落ちることから、引力を悟ったというのは、その証明である。③

とまず、述べられており、ヨーロッパでは、それぞれの学問が発達し、初歩的な理論から、深い学 説を悟っている様子が知られる。

ついで中国の格致の学について述べ、

吾が中国の格致の学については、説く者は、秦火の災に遭い、その伝を失なったといっており、 論ずる者は、みな遺憾な事としている。しかし、その書がすでに失われたといっても、その理は 常に存していることを知らない。書は時に滅びることがあっても、理は、時日を久しく経過して も磨滅しない。格致が亡われたのは、始皇帝によってではなく、実に魏晋によってである。その 時、教化は夷を浚いだが、風俗は頽敗し、仏老の異説は、中原を横塞した。

といわれており、中国の格致の学がうしなわれたのは、奏火ではなく、魏晋の仏老の異説であると されている。

ついで、南宋の朱子について、

南宋におよんで、新安の朱子が東南から起こって、仏老の非を斥け、『大学』の欠を補った。 そこで言うのに『大学』は教えを始めるに当たって、学ぶ者に凡そ天下の物は、己知の理に因ら ないものはないとしている。そうして、ますますこれを窮め、その極に至るのを求めるのが、格 致入門の要道である。^⑤

といわれており、南宋の朱子が『大学』の欠を補うに至って、天下の物が己知の理によっていることを説いているのが、格致入門の要道であるとしている。

ついで、

報の値は安く、やや有力な者から均しく購閲を得ており、また、日に新義を標し、学者におくっている。そこで、欧米では、日に報が盛んに行われ、飛ぶように売れている。その名を考えると、士、農、工、商、教育学と医、法学の種目がある。その体を別にして、新政異聞、近事広告の分があり、その中で格致に最も有益な者は、学問報にしくものはない。常に問答一条を設け、学ぶ者に疑って問わしめ、問わせてその者を啓発する。方法はよく、その意図も良い。

人材が多く起こるのも実にここから始まっている。今、中国の時務、農会、蒙学、算学、の各報が踵を接して提唱し、海内の士は、益を得ることが大変多い。しかし学問報に做う者は、依然として欠けているようだ。そこで、始めて道を開き、広く風気を開いて、大いに中国の人材を興そうと欲している。⑥

と述べ、学問報を発行して、中国の人才を興そうとしている様子がうかがわれる。これについて、 格致を深めるためには、西洋の学問を学んだ学問報に参加させることの必要性を述べ、フランスのカトリックの宣教師向、賈の両氏を挙げている。

また、『格致新報』の内容については、

格致の2字は、甚だ広いものを包括しており、初歩的なものでは、日用飲食の間にあり、深い 所では、実に富国強兵の本である。

一に曰う。性理である。道を探して大原を行き、真偽を弁解するものである。一に曰う。治術である。公法、律例、条約、税則を論ずるものである。一に曰う。象数である。恒星、天文を究め、測量、製造するものである。一に曰う。形性である。4項に分ける。声光、電気、水熱、重力の諸事は、物性に所属する。金銀、木炭、鳥獣、血肉の諸事は物理に所属する。質点、凝動、変化、分合の諸事は化学に所属する。薬性、病状、人体骨架の諸事は医学に所属する。史伝、地誌、戸口、風俗に至っては、世故の得失、政教の成敗を見るに足りるので、別に紀事一門に帰す。⑦

とあり、『格致新報』の内容は、真偽を弁理する性理、治術、象数、形性を取り上げ、形性には、 声、光などの物性、金銀などの物理、質点などの化学、医学があり、その他に史伝などの紀事が考え られていたことが述べられている。

そして、最後に、新学等を開く時はこの報が基礎になるので、足りない所を数えて欲しいとあらまし述べられている。 $^{\textcircled{8}}$

また、「格致新報刊啓」によれば、

国は治において興り、治は学を端としている。袋に入った立派な実は、衆くの理を胚胎しており、学問の本である。あまねく貫いて分れ通じ、前例になって明析であり、知行や言がさかんになるのは、学の効である。だから外国の巧を迎え、我が国の拙を守るべきである。相去るの数は、千に倍するので、格致一学が首務となる。^⑨

と述べられており、中国を良く治めるために格致学の必要が説かれている。

最後で、まず、格致の諸学を訳録し、ついで格致の諸学の語の問答を記録し、付録としては、西人 の論説、中国人の論説、中西各国の近事を述べようとしていたことが知られる。

2、格致新報の組織と機能

『格致新報』の広告である「本館告白」によれば、1条から6条までは、

- 1. 本報は、1部ごとに年間の売り値は4元で1冊ごとに1角3分で売る。郵便局の無い所では、 代理店から郵便料を加える。関者は、必ず、数に照らして先に代金を支払う。概ね掛売りはしない。代金を支払った後、本館或いは、代理店が、受取証を給し、証拠とする。遠方で、全年 を郵便購読する者は、原局から受取証を帯転して、誤らない。
- 1. 本年は、うるう月があるので、2月から始めたいといっても全年を計算する。
- 1. 凡そ、代理店は、雑誌の定価から2割を取って、経費とするのを許す。報の為替金を取り立 てる場合は、内にあって、ほしいままに定価に加えたり、酒資を索取するなどの事情はあって はならない。
- 1. 本報の第1冊は、すべて進呈し、お金は取らない。それ以後、各代理店は必ず先に報費を送り、そのあと報を送る。もし、定額の外に万一の時の需要に備えるために多く報数を欲する場合は、不時の需に備え、必ず、代理店によって、報資を本館に送り、欠けたり、おくれたりするのを絶やす。
- 1. 凡そ、郵便で本報を購入する者は定価に照らして、割引はしない。遠過ぎる処は、別に郵送料を加える。
- 1. 凡そ、手紙を送って疑を問う者は、郵送料を先に支払う。⑩

とあり、『格致新報』の定価は通年で4元、1冊、1角3分であり、代理店は2割の手数料を取る ことができること、郵送料も必要に応じて支払うことなどが明らかにされている。ついで7条から12 条までには、

- 1. 本報の訳す所の西書は務めて、時下名彦の著す所で中国を興こすのに有益な物を取る。報中 に登せる所の書籍は、大むね、割載しないで比較的紙面を長くして一期とする。ことごとく登 載できなければ、段ごとに結末した所で留め、語句を分けて、閲覧者に興ざめさせないように する。
- 1. もし、西学に心を打ち込み、時務を洞識して著した大作があれば、どうかその書を明らかにされんことを祈る。住所を郵便でら知らせるか、来館して欲しい。刊行してひろめられたものを出来るだけ多く集め択録し、継続して『格致新報』に登せる以外は再び経世文編に類別して門に分け、不朽のものとして残す。
- 1. 本館の刊報と別に刊行してひろむべき本があればすぐに手紙で中西の官憲に登記を請う。も し翻刻あるいは面目を改換し、他書と彙刻するものがあれば、査出して必ず究める。

- 1. 華士で西学の実験の器具を購入したい人があれば、本館が代りに欧州に手紙を出し購入する。但し、必ずまずその価格の半額を繳めること。
- 1. 本館は、経費が梢充ちるのを俟って、1学会を立て、各種の器具を陳設し、毎月、2、3回 教士によって主に実験を行う。
- 1. 本館は並びに在外招股の事情により館中の司事がなく、またこの事を経弁する者がいない。 倘、射利の徒で、外に在って揺を招くなどの事情があれば、どうか関報の諸君は深く察核を加 えられんことを願う。
 ①

とあり、中国を興すのに有益な書物を報に載せ、或いは別に発行したり、学会を作って実験をしようとしている様子が知られる。なお広告は第1冊から第12冊のすべてに見える。また、『格致新報』の付録の「售報章程」にも同様の記事が見える。もっとも、学会の設立については触れておらず、紙質のことなどに言及されている。

次いで、格致報刊の售報処は以下の通りである。②

上海新北門外天主堂街念九号本館 京都琉璃廠土地祠内総招局張小翁 京都大柵欄鐘表鋪李君縁 京都順治門內象房橋辺西学堂張菊生 京都宣武門天主堂後門義塾中趙秀珊 天津鍋店街文美齋書坊 天津站衣街播威洋行蒋静軒 蘇州盤門外園門外大東新利小輪公司 蘇州北街天主堂 常熟城內寺前街平瑞泰洋貨号 無錫三里橋同昌弘棉子行周維新

通州招商局を正在関末では大量を開発を開発を開発していて、計算をの過ぎを受け

通州招商局陳楚濤

江陰招商局

江陰招商局黄巨川。是即位於中央公司,其中是自己的中央,是是是自己的法律的,因此,且

泰興招商局(20世別)、長山地区は江東市外及リカルの工具のカルションは多名でありる

泰興招商局馬璧臣

鎮江招商局

鎮江招商局朱煦亭

鎮江天主堂殷乗翁

揚州電報局 揚州電報局盛我盤 揚州缺口門天主堂王正翁 如皇北門丁家巷儲鑿遠 蕪湖電報局 蕪湖電報局王叔英 蕪湖電報局王賦秋 蕪湖陡門巷後二街維新報務公司 安慶電報局 安慶電報局彭新三 九江電報局 九江八角井孫詞臣 漢口黄陂街江左書林陳霞裳 漢口沈家廟恒昌公呉少雲 沙市招商局劉志希 沙市招商局 京城時務報分館 四川成都府雙柵子書館呉悼翁 泰州南門烏巷天主堂姜替翁 沙市天主堂周昌翁 荊郡天主堂田国翁 官昌招商局 宣昌天主堂 湖南省城時務学堂 寧波招商局 寧波諸衙弄支応公所 寧波舟山天主堂孔仁翁 七宝劉雨香翁 嘉興南門蓮花橋軍機大臣工部尚書銭第 福州中州裕昌木行 福州城内双門前清華軒茶葉店

沙市新関劉英和 宣昌招商局金雅泉 湖南省城時務学堂李一琴

杭州豊禾巷前浙江杭嘉湖道宋公館

杭州硖石正源信局

杭州上租廟巷項公館

杭州弱教坊瑪瑙経房間壁譚寓

杭州水師前直街体仁医院曹思翁

江西省城馬王廟背後徳隆醤園内陶菊如

江西経銷時務報処汪漱翁

南京下関招商局

南京下関招商局荘椿山

南京城内中正街蒯理卿

松江城内邱家湾天主堂

上海華英大薬房各処分設分售之処均承張集成翁函知代派

紹與水潤橋潤墨堂書坊

英界老巡捕房对門広学会王文翁

湖北府街口時務報分館覆声翁

広東省城南門内雙門底聖教書楼左斗山翁

広東省城南門内雙門底下街知新中西書局朱夢翁

香港文武直街文裕堂書房楊福翁

3、格致新報の内容

『格致新報』第1冊から第12冊の総目次は以下の通りである。

格致新報緣起 青浦朱開甲撰

格致初桃第一卷動物学

甬江王顯理訳

第四卷格物学 同 上

学問之源流門類

法國向愛蓮著

楽在居待者訳

論鐵路之利益

同上

論徳皇之志不在膠

楽在居侍者撰

答 問

法國向爱蓮答

格致新義

甬江王顕理訳

甬江陸悦理口訳

時事新聞

錢塘項藻馨

鎮江朱 飛筆述

校勘記

本館告白與售報処

通語言為中国当務之急論 愛蓮室主人述意

楽在侍者纂辞

論游歷為国家之要道 愛蓮室主人著

論開礦之益不及墾荒 上海王豊曽撰

鎮江朱 飛 同訳

論今古字法

爱蓮室主人著

甬江王顕理訳

論人之記性 愛蓮室主人著

楽在居侍者訳

裁冗兵以練精兵議

上海王豊曽撰

格致新義 法文報

張文彬 上海

英文法 朱維新

同訳

論欧州和局非中国之福 上海王豊曽撰

字 碼 説 愛蓮室主人著

甬江王顕理訳

西 字 辨 爱蓮室主人著

甬江王顕理訳

甬江王顕理訳

停武科私議

中国方言考

論 弭 兵 会 愛蓮室主人著

楽在居侍者訳

測 経 度 法 愛蓮室主人著

通貧富説 宝山林善貽撰

論火愛蓮室主人著

楽在居侍者訳

息 争 説 上海樊葆媖撰

論戦之利

爱蓮室主人述意

楽在居侍者措辞

中国俄患成於英日論
上海王豊曽撰

論中国無筋力 美國史蜜司著

甬江王顕理訳

論水

爱蓮室主人著

楽在居侍者訳

連俄連英皆非長策説

如皋呉肇璜撰

軋麥哥郎巴合傅

爱蓮室主人著

楽在居侍者訳

測量海道深浅法 愛蓮室主人著

甬江王顯理訳

理 財 末 議 室山林土穀撰

航海測日法 愛蓮室主人著

甬江王顕理訳

泰西蒙学考 宝山林士穀撰

論 金 木 土 愛蓮室主人著

甬江王顕理訳

論呉淞沙帶

同上

原 貧 上海王豊曽撰

また『格致新報』に載せられた主な翻訳雑誌名(6回以上掲載された雑誌)は、以下の通りであ 3. TA

英国学問報(130回)

法国博学報(38回)

法文博学報(38回)

法 国 報 (24回)

英国格致報 (16回)

字 林 報 (14回)

倫敦中国報(13回)

倫敦中国新聞報(12回)

英国太晤士報(11回)

路透電音(9回)

英国機器報(9回)

倫敦温故報(6回)

字林西報(6回)

ついで、『格致新報』の内容について、3つの論説を取り上げる。すなわち、第1に「動物学」、第 2に「論水」、第3に「論金木土」について述べる。

まず、「格致初桃」の第1巻には「論動物類」が載せられている。^⑤第1に動物と植物と鉱石の比較の中で、動物の特徴が明らかにされている。第2に動物で骨の有るものと動物で骨のないものが取り上げられ、比較されている。

第3に背類動物として馬や人が取り上げられている。第4に圏体類として、ハエやクモなどに触れられている。第5に柔体類としてかたつむりなどが取り上げられている。第6に光芒類としてヒトデなどが取り上げられている。

最後に約旨が載せられている。今それを述べれば、

- 1. 動物の大旨は、動物は能く長大であり、能く往来活動し、知覚を有し、生死がある。
- 2. 植物は、能く長大となり、生死が有るが、存在している所から自分から出ることはできず、 知覚もない。
 - 3. 鉱質は、人による移動や事故による変化のきざしがなければ永久に形を改める時がない。
 - 4. 動物族は、4類に分ける。背類、圏体類、柔体類、光芒類である。
 - 5. 背類:動物で骨格のあるものを指す。馬の如きは、背類である。
 - 6. 背類と称する理由は、動物のあらゆる骨のうちで、背に背骨1本があるものである。
 - 7. 背類の動物は、紅血を有す。
 - 8. 圏体類:飛虫、クモ、蜈蚣、硬殻虫、多の類、すなわち、動物の骨と紅血のない者で、身体が圏の重さなりでできている。たとえば、木虱などは圏体類に属する。
 - 9. 柔体類:骨なく、紅血なく、圏体でないもの。その身体は、軟弱であり、時に殻の中に隠れている。たとえば、ゲジゲジは柔体類である。
 - 10. 光芒類: その口が体の中心にあり、別類と同じではない。口の四周に尖角があるので、光芒類と名づけている。たとえば、ヒトデとキクメイシは皆この類に属してる。¹⁶

とあり、動物の特色としては、動き、成長し、知覚、生死があり、背類、圏体類、柔体類、光芒類 の4種類に分かれていることが知られる。

ついで、「論水」には、つぎのように述べられている。

水は、常に見るものであるが、細く考察して見ると、元質中の最奥のものである。称して元質 とするのは、1つにその体質をなすものだからである。私は、すでに火は体質であるということ ができないといった。凡そ、物には熱があり、これを発光させるのが火である。水の体質でたし かとするべきものがあれば、金、木、土とは別の1体質であり、1つに水を純一の質としており、 他の質と相合することができ、水を元質としているのは古くからである。^①

とあり、古くから水は元質の1つであると考えられて来たことが知られる。

しかし、水が元質でないことは、西洋人によって明らかにされたことがつぎのように述べられている。すなわち、

100年前、仏国の化学者の実験により、水は2種の元素が化合してできたものだと言われている。その化合の力は甚だ堅いので、その2元素を分けるより、2元素を化合させて水とする方がし易いのである。¹⁸

といわれており、水が2つの元素からできていることが知られる。

また、その元素については、「水素と酸素は、水の母である。水は、ただ水素だけでできているのでもなければ、酸素だけでできているのでもなく、2つの元素が化合してできたものである」と述べられている。⁽⁹⁾

ついで、水素と酸素の特性が述べられ、水素は軽く、酸素は動物を生かすことが大むねいわれてお り、水にも色があることも述べられている。

最後に、水の陸地と海岸における作用がつぎのように述べられている。

近海の地は、その風が甚しく冷くはない。また、甚しく熱くもない。…このため、沿海の住民は内地に較べて多く、近海の地は、朝と晩に一定の風が吹く。また、水が冷えにくく、熱くなりにくいので、晩の間は海と地が皆冷えているが、翌朝、太陽が東から昇ると、海水は熱を受けにくいので、地は海に較べて先ず熱する。地面の空気は熱せられて昇り、海面の空気に較べて軽いので、海面の冷い空気が入って来て、その欠を補う。これが海風である。日没の時になると、海水は熱が退きにくいので、地は海に較べて先に冷え、風が出て海に向って行く。

とあり、海風、陸風の仕組みについて書かれている。

最後に「論金土木」について見て行く。

9。素体源:骨なく、紅血なく、風体でないもの。その具体は、軟質であり、時に型の引を重然

五行の理について、中国人は経伝中で甚だ詳しくこれを言っている。その説はヨーロッパ人の水火土気の4元の説とは、ほとんど異なる。金木は、すでに水火土の中に包まれるべきである。火の如きは、能く金属を製錬し、水土は、能く金属を生じ、火は能く木を製して炭となし、水土は、能く木を生ず。中国人は、別に金木の2条を出しており、西洋人の4元の名義の簡当に及ばない。しかし、相沿って久しく、すでに牢固となり、破るべからざる勢なので、古人の残した古典を棄ててなくすのはよくない。だから私は、水火の2行を論じた後に気を論じないで、金土木を論じ、華例に遵った。②

とあり、中国の五行説とヨーロッパの4元説を比較し、後者がすぐれているが、前者の分類に従って、まず、水、火を述べ、これから金、土、木を論ずるという。

金属で用を為すものは、甚だ広く、80の元素のうちで、金属が60を占め、堅くて、光を発する。本体が堅ければ、器を利となすことができ、光を発すれば、宝となすことができる。ある種の土は、内に金属質を含み、酸素と化合して、金属を成している。だから、土を精錬して、金属を得ており、今日の5つの金属などの鉱石は、土中に化合して出てこないものはない。それ故、金土の2行は分けることができないようだ。②

とあり、金属が元素の中で60種類ぐらいあり、それは土中に化合して存在していることが知られる。 さらに、木について、

木は、諸質が相合して成り、地気、天時が同じでなければ、生える木も同じでない。いわゆる木は、一切の花、草、穀、果をともに包括している。だから、植物は、皆木というべきであり、炭となり、油となり、顔料となり、香料となり、木の原質は1つではない。すでに概見できるように、木の樹液を取って、乾燥すれば煤炭となる。煤炭は、2種に分かれ、1つは焼煤であり、石炭と木炭がこれである。1つは晶炭であり、ダイヤモンドがこれである。……今、すべての林が生長し、日に密になるが、もし飲食の源を開かなければ、人類は将さに滅びるであろう。いわゆる飲食の源で、穀、菜、果、薪の4者にしくものはない。これらは皆、木が足らざるを済っているのではないか。木の功は顧みれば、大でないとはいえないだろう。②

とあり、木が燃料やダイヤモンドとなり、飲食にも必要不可欠のものであることが述べられている。 また、そのあとに、植物が炭酸ガスを吸って、光合成により成長し、酸素を吐き出し、動物や土壌に 益をもたらしていることが書かれている。

最後に中国の五行説について、

中国の五行説には、実に、蛇を画くのに足を添えているとのそしりがある。私は、五行の義をむやみにとがめるわけにもいかない。惜しむべきは、中国人が五行の生尅の理を借りて、丹を焼き、水銀を精錬し、天命は、星トと相関しているとしている。この説は、荒渺としており、証拠がない。愚か者は術士を恃んで生活し、病いを治す医者の如く、五行生尅の理を取り、まつわり、清くない。これらが私の解らない所である。

と述べられており、中国人が五行説に迷信を取り込み生活しているのは解らないとしている。 以上、『格致新報』の内容について考察した。

『格致新報』により、『格致新報』の参加者表を表示すれば、以下の通りである。

報中の役割	氏 名 貫籍		貨籍	官職又はそれに 代る資格等	報中の役割	氏名	質籍	官職又はそれに 代る資格等	
本館售報処人	李	君	緑	. =	京都大柵欄鐘表鋪	本館售報処人	田国	翰	荊郡天主堂
"	趙	秀	珊	11/20	天主堂後門義塾	"	孔仁	翰	寧波舟山天主堂
"	張	菊	生	REN	西学堂	169562	劉雨	香	CHARLES, CHEST
distribution	蒋	静	軒	5 5 4	播威洋行	esex"cal	线	第 江蘇	軍機大臣工部尚書
"	周	維	新	Labora	同昌棉子行	" " " " " " " " " " " " " " " " " " "	張集」	戊	華英大薬房
"	陳	楚	濤		通州招商局	"	楊福:	翰	香港文裕堂書坊
"	黄	E	111	HO.F.	江陰招商局	"	左斗山	翁	広東聖教書楼
"	馬	壁	臣	CES	秦興招商局	"	王文:	翁	広学会
0 7 11	朱	煦	亭	3753	鎮江招商局	0.65 # 16.10	張小	翰	北京琉璃廠総報局
- W	盛	我	盤	Resp	揚州電報局	"	股 乗	翁	鎮江天主堂
"	儲	馨	遠	ne.	Stronglight 3	Jaie" of	王正:	翰	揚州缺口門天主堂
"	E	叔	英	hear	蕪湖電報局	rate "and si	汪 漱	翁	江西時務報処
"	Œ	賦	秋	Salloud	蕪湖電報局	mate #masses	姜 賛	翰	泰州天主堂
"	彭	新	Ξ		安慶電報局	寄稿者	朱 開	甲 福建	side at the state of the
"	孫	10	臣	-10400	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	"	姜	額 江西	and the district
"	陳	霞	裳	no E	江左書林	"	王顕	理 浙江	26 (4.58) (5.5)
"	呉	少	雲	Sec.	元子科学与。加斯	"	楽在居侍	者	等。 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种
"	劉	志	希	Rud A	沙市招商局	"	向 愛	蓮 仏国	TENNESS &
"	劉	英	如	Piti	計人間けるよう	"	陸悦	理 浙江	10,351693
"	翟	声	翁	B(P)	湖北時務報処	"	項藻	署 浙江	国子原水 。8
" AS	呉	焯	翁	SLEET.	四川柵子書館	JR /JRE	朱	飛 江蘇	ARE SOUTH
"	曹	思	翁		杭州体仁医院	3 A 7 THE V	王豊	当 上海	5 最级数分限
"	荘	椿	Ш	rs mod	南京下関招商局	mathemas	張文	杉 上海	erent auch in
"	蒯	理	羁		NATIONAL PROPERTY.	"	王幼儿	庭 江蘇	200.00 W V V V V
"	朱	夔	翁	CIG.	Market Mark	"	林善	治 江蘇	DESCRIPTION OF THE
"	金	雅	泉	45.10	宣昌招商局	"		英 上海	THEAL, A
"	李	-	琴	PELA	時務学堂	HE W TE	朱維持	折 上海	の名詞の別当には
"	宋		其	- TA	浙江杭嘉道	Emp# Ba-	林士	没 江蘇	き、苦人の味した
"	壁	34	寓	a de c	tro Englis	W 1979	呉 肇 月	璜 江蘇	tture, el
"	陶	菊	如	. 0	徳隆醬園	"	史蜜	司 米国	
"	周	昌	翁		沙市天主堂	Action to the control			200000.00

以上の表によれば、参加者として、本館售報処人が44名、寄稿者が17名、計61名であり、その出身 地としては、江蘇9名(うち上海3名)、浙江3名、福建、湖北、江西、香港、仏国、米国各1名で あり、江蘇と浙江の両省にかたよりが見られる。

また、官職などを見ると、官僚が15名であり、最高位は、軍機大臣・工部尚書(1品)1名、ついで、道員(正4品)1名であり、その他電報局関係者など13名がいる。また、キリスト教関係者は8名で、カトリック6名、プロテスタント2名である。その他報刊関係者、商業者各4名、学堂関係者、書籍商各3名である。これによれば、参加者の職業としては、官僚、キリスト教関係者(特にカトリック)にかたよりが見られる。なお、この他に問答欄の質問者として、延べで158人いる。

5、格致新報の意義

すでに見て来たように、『格致新報』は、清末に出版された自然科学の雑誌であった。まだ科学的 な知識の普及が十分でなかった当時にあって、一定の役割を果たしたと思われる。

すなわち、中国人に対する科学的な基礎知識を与える雑誌がほとんどなかった時代において、科学的な知識を与える記事と宣教師による実験や理化学器具の取り次ぎも行われ、中国人に自然科学の知識を普及するのに先駆的な役割を果したと思われる。

格致新報に似た雑誌にすでに『益聞録』が見られたが、後者には、単に科学的なものばかりでなく、 政治的なものも可成り含まれていた。②

また、『益聞録』においては、キリスト教的な性格が真正面から打ち出されていたが、格致新報では、多くのキリスト教関係者が参加していたにもかかわらず、その点には、触れられていなかった。

格致新報は、『中国報学史』によれば、都合により中止され、その後『益文録』に併合されたというが、²⁸その精しい理由、時期は、まだ不明である。

おわりにことのとのことができる例のようとしていることが知るの情ない例で、お話を聞いる場合

いままで『格致新報』について考察して来たが、最後にそのまとめと残された問題点の指摘をして 置きたい。

『格致新報』は、1898年3月13日、光緒24年2月21日、上海の新北門外天主堂街29号の格致新報刊 で第1号が創刊された。

同報によれば、ヨーロッパでは、学問が発達したが、中国では、魏晋の頃学問がすたれ、朱子により、格致入門の要道が明らかにされた。その後、清末に至って、人材養成のために学問報としての 『格致新報』の発行が意図されたのであった。

『格致新報』には、「本館告白」や「售報章程」があり、それによれば、『格致新報』は通年で4元、 1冊、1角3分であり、有益な書物を載せ、学会を作り、実験をしようとしていたことが知られる。 また販売所は、65ケ所あった。 内容としては、論文が36載せられており、翻訳されさた主な外国誌は、13以上ある。内容を取り上げた論文は、「動物学」、「論水」、「論金木土」であり、「動物学」では、動物、植物、鉱物の別が取り上げられ、動物類には、背類、圏体類、柔体類、光芒類の4種があることが述べられている。

「論水」では、水が中国では昔から元質と考えられて来たが、実際は、水素や酸素の化合物であり、 前者は軽く、後者は動物を生かすこと、海水による海風、陸風の作用などについて述べられている。

「論金土木」では、中国の五行説の分類に従って、金、土、木が論じられている。金属は、土中に あって化合物として存在していること、木にはすべての植物が含まれており、動物の食物、酸素の供 給源として大切であることが述べられており、最後に中国人が5行説に迷信を取り込んでいることを 批判している。

『格致新報』の参加者は、售報処人が44名、寄稿者が17名おり、出身地としては、江蘇省にかたよりが見られ、官職などを見ると、官僚(15名)、キリスト教関係者(8名)にかたよりが見られ、官僚の最高位は、軍機大臣・工部尚書であった。

意義としては、『格致新報』が記事と実験を通して、中国人に科学的基礎知識を教育する先駆的な 役割を果たしている。ただ、問答欄質問者の分析やキリスト教関係者が多くいたにもかかわらず、キ リスト教色が伺えなかったのは何故かということと、同報はやがて益聞録に合併させることになった が、その精しい経緯、時期などの解明は、今後の問題としたい。

第四項 時務学堂

はじめに

本節では、変法運動における学堂の役割の一例として、時務学堂を取り上げる。

まず時務学堂の設置の意図、設置場所を明らかにし、ついで、時務学堂の機能を見、さらに参加者 を分析し、最後に時務学堂の意義を明らかにして行きたい。

以下、順を追って述べて行く。

1、時務学堂の創設

時務学堂についてはすでに諸先学の研究があり私も触れたことがあるが、^①ここでは、私なりにまとめて行きたい。

まず時務学堂の設置の意図であるが、湖南時務学堂縁起には、

今、事変はますます急であり、天子は政事をなさり、おそれおおくも広く学校を立て、人材を 育成することを自強の本計と考えておられる。たびたび勅命が降り、この義を天下にひろめ、江 蘇、安徽、福建、浙江、陜西、山西、湖北、四川に風気が興り、雲鱗があつまっているときくが、 吾が湖南省ではそのやぶれた余りもいまだよく具さに挙げたことはなかった。ところが今や総督 張之祠、巡撫陳宝箴、学政江標が一時に出会い意気を通じて新政を提唱し、湖南省に恵みをもた らした。我が湖南の士には今に及ぶまで自らを励ますことを考えなかった。……まさに達人を招いて、講授をつかさどらしめ、俊秀を選んで生徒に充て、書籍を藏して研究に備え、図器を置いて試験に資せしむ……②

とあり、保守的であった湖南が天子の勅命を受け、張之洞以下の人材の登場により、時務学堂をた て新しい近代的学風を聞こうとしている様子がうかがえる。

また時務学堂招考示(以下考示と略す)によれば、

泰西の各学を査するに、均しく精微があるので、彼の長を取って、我が短を輔け、必ず中学をもって根本となし、貴きことは博きを務め多くを貧ることにあるのではなくて身を修めて用を致すにある。学生は入学して3、4年もすれば、中学にはすでに明らかになり、欧文にも習熟するから、本部で数十人を選んで旅費を与え或いは京師大学堂に送り、専門の学問を練習させ、成績の優秀な者は或いは外国に送り、分けて水師、武備、化学、農学、砿学、商学、製造等の学校の授業を受けさせ、専門に長じているのを確め、分別して選択して採用する。……正途よりの出身で願う者があれば、生監として郷試を同じくする。……3

と見えており、中学を基本として洋学を学ばせ、成績の優秀な者は、京師大学堂、或いは、外国の 大学で研究させ、官吏として採用し郷試の受験資格を与えようとしていたことが知られる。

また、梁啓超の『戊戌政変記』によれば、

今日、民権を伸ばそうと欲するならば、必ず民智を広めることをもって第一義としなければならない。湖南の官紳の多くは、民智を重んじている。ここに時務学堂が設けられた。その意図は至って良いものである。④

とあり、湖南省の官紳が民智を重んじてここに時務学堂を作ったことがわかる。

つぎに設置場所であるが、まず考示によれば、

本年、暫く衡清試館を借りて開設することを議定した。......⑤

とあり、さしあたり、衡清試館を借りようとしていることが知らされる。また、湖南開弁時務学堂 大概章程第1条には、

学堂の地基はすでに省城の北門外候家壠高岸に田を数百畝購入し定めた。……^⑥とあり、省城の北門外候家壠高岸の地を購入したことが知られる。
設置年代については、考示には、

昨年12月の間、まさにこの事を相談していた時、たまたま前国子監祭酒王先謙等によって、時務学堂を設立するを請うの申し出が出され、……本年、暫く衡清試館を借りて開設することを議定した。……^⑦

とあり、この考示が出される前年、前国子監祭酒王先謙の要請により、1897年(光緒23年)に設立されたことが知られる。

つぎに、時務学堂の機能について見て行く。

2、時務学堂の機能

時務学堂の機能を考察するに当って、まず湖南開弁時務学堂大概章程を見て行く。 第3条には、

1、学生の試験を受ける者で、省域に近い者は必ず、保証し推薦している紳士がつれて学堂に到り名を報じ、省域から遠い者は、府県の官印の文で証明書を作り名を報じる時、自ら出掛けて、三代の籍貫と平日読んでいる所の書籍の名目を書き、核察に便利なようにし、各保証書は、略ね江南儲才学堂の章程に彷い、その後に列べてのっとる。^⑧

とあり受験の仕方が書いてある。

第4条には、東京は大学しても、4年も大郎は、中学にはては日本のでは、東京は大学をある。

1、外府州県の保証して推薦した学生は、必ず、その受験生の性情、資質を確査し、果たして造就に堪えるならば、予め投考の文憑を給されたい。学生が来た旅費は、暫くは、外府州県の官紳が他の費用で立替え、試験で入学した後、学堂の公の費用から返還する。おもうに保証し推薦する文章の内に、日常どんな本を読んでいるか、長ずる所はどんな学問か詳しく考察を加え、註して明らかにして査校に備えてほしい。しかし冒濫をふさぐ。^⑨

とあり、外府州県の官紳が保証して推薦した受験生の取り扱い方が述べられている。 第5条には、

1、学生で受験して入学した者は、3ヶ月間試みに習い、総教習、総理、紳董が一緒に甄別(みわけ)て、学生の去留を定める。学を好み、深思し、経史時務に通達していても、口歯が欧文に合わない者があれば、しばらく、学堂に留まり、授業を受ける事をゆるし、専ら中学一門に精しくさせる。その他の者でもし資質が魯鈍で性情が執拗で、挙動の浮薄な者は、3ヶ月目の範別を待たないで随時退学させる。¹⁰

とあり、入学を許可しても3ヶ月目にその去留を決めることが知らされる。 第6条には、

1、学生の学ぶ所は、中西並びに重んじ、欧文は、浅きから深きに及ぶ、達度を調べて習わせる。 中文は、総教習の定めた課程に照して専門で精密な書や渉猟の書を詠ませ、1年後に再び専門 を分けて教授し、各人は、その性格の近い所に従って専門の学問を治めさせる。

とあり、学問は中西合わせて学習させることがわかる。

第7条には、

1、学生の在学は、5年で学問が成り、学堂をでるのをもって限りとする。もし、学の逃れ難きを畏れ、いいがかりをつけて休暇を請い、或いは滋事を想い、退学を希望して別に生理を図るものは、四川中西学堂の例に照してそのような学生を退学させる以外に歴年の膏火銀両をおきめさせる。父兄がある者はその父兄が質問することを認め、父兄が無い者は保証し推薦した人が質問するのを認める。②

とあり、学生の在学期限が5年であることと、退学について述べられている。 第8条には、

1、学生が毎月作る日記や課文は、総教習、分教習の評定の後、集めて総理、紳董に詳閱して貰い、講評を示す。巡撫、学政は毎年の終りに定期に学堂に来て題目を出して試験を行う。^③ とあり、日記や課文の成績の評定の仕方などが述べられている。 第9条には、

1、学生の卒業は、5年の期限が満ちるのを俟ち、巡撫、学政の合同の大考査の後、果たしてその学に明効があれば、総理衙門の奏定章程に照して、予め科名仕進の階を与える。或いは生監として郷試合格と一体とする。或いは、はかつて京師大学堂と出洋学習に送る。或いは、保薦して使署の繙訳随員と為し、南北製造等の局に派遣して仕事を委せ、卒業生を鼓励する。 せきあり、卒業生の進路を保障し、卒業生を鼓舞激励していることが知られる。 第10条には、

1、教習が勤勉で善を誘い、学生の学業が成功すれば、総理衙門の奏定章程に照し巡撫の役所から奨めて升途に叙することを奏請し、その他の管堂等の員で仕事に勤め労して倦まざる者に巡 撫の役所から択んで保奨する。^⑤

とあり、優秀な教官、職員に対する表彰の様子が知らされる。

第10条のあとに

総理、紳董および管堂紳士は、各学生を考査して、功過冊を一冊作り、毎日査している学生の用功勤怠をそれに書き込み、毎月の終りに総教習、分教習と集めた所を数を分け、比較参照して、再び賞罰を定める。[®]

とあり、学生の賞罰について述べられている。

最後の11条には、

1、中西の課程、賞規章程は別に専条を立ててわけて刊本とするのでここではつづらない。^① とあり、中西の課程などは別とされている。

つぎに梁啓超の書いた湖南時務学堂学約10章の主なものを取り上げ学堂の機能を見て行く。まず学約10章は、立志、養心、治身、読書、窮理、学文、楽羣、攝生、経世、信教であり、最後の2つは、学が成って事に当る時に基礎となるものだといわれている。

まず第4の読書についてであるが、

……今諸君と共に大願を発しているのは中国の読むべき書を取り、その誦課の前後をきめることである。或いは全書を読み、或いは一篇を択ぶ等、或いは全篇を読み、或いはその句を取る。 専ら聖教に関るもの、時局に密切するものを求める。…普通の人で良く学習する者を基準として、課とし、毎日一課を分け、経学、子学、史学と訳された洋書の四者で1日の課とする。数年の力をはかれば中国の要籍の一切の大義は、皆了達することができ、西洋の諸学も遠引、旁証してあ らまし知ることができる。このようにすれば読書する者は、望洋の嘆きや岐路の迷いもなく中学も絶すことはないだろう。今二、三の人とこの事に当り、行うことができるならば、のべて学校報となし、諸天下に質問したい。読書の課業は、学ぶ者が各人で箚記一冊を設け、専門と渉猟の二部門に分ける。毎日読む本は、新義を発見するならば、疑義もあるので、書いて質問箱に入れ回答を待つようにする。⁽⁸⁾

とあり、読書の学習を通して、中国の書の大義をあらまし知ることができることが述べられている。 第5の窮理では、

……今、自然科学書は、大むね訳本があり、私がすでに知っている所の理も前人を見て加えるところであり、益々これを窮めれば、大きい極限は、恒星と諸天の国土であり、小さい所では、微塵、血輪の世界に及び、これを深めれば、精気、游魂の物変のごとくであり、これを浅くすれば、日用飲食をよく見ることのごとくである。時に随って悟り、浅く見、深く見、これを用いて習熟する。他日、新法を創り、新器を製造し、新学を開くには、皆これに基づき、高才はこれに勉む。窮理の課業は、1日おきに学堂で読書し、授業が終ってから教師が目前の事理を取り上げ、或いは洋書の自然科学の簡単な理論を数箇質問し、よく考えて答えさせ、答えがすでに充分ならば、そうなる理由を掲示する。⁽⁹⁾

とあり、自然科学の学び方が書かれている。

最後に7の楽羣について述べるが、

……羣を楽しむ課業は、数ヶ月を待ってのち、毎月、数日、同学会講の時を持ち、学生が各々その副記冊を出し、堂にあって互いに観、或いは質問があれば、相互に批評回答し、上下が議論し、各々が心得た所を出せば、その益は窮ることがない。会講は教師が監督する。

とあり、皆で集り、討議をしながら学習を進めて行く様子が知られる。

ついで『戊戌政変記』によれば、さらに時務学堂に従来の学生以外に外課を設けることを述べている。すなわち、

学堂は広く外課を設け、各州県では人を調べて来学させる。……外課生はすべて年を限らないのを当然とする。…取るべき者は30人であり、……優秀な人材で年30以下の者を県ごとに3人から5人来学させる。この課を設けた理由は全く風気を広めるためである。……この学生は、速ければ半年、遅くとも1年で解散させ、別に新しい班を招く。この課程で学の成った者には証明書を授け、各自を小学校の教習とすることができる。1年の後には風気はようやく成る。

とあり、外課の学生を小学校の教習にし、風気を聞こうとしていることが知らされる。

また梁啓超は『清代学術概論』の中で当時の時務学堂の模様を次のように述べている。

梁啓超が赴任するや、「公羊」「孟子」を教授し、学生たちには、その箚記を書かせた。学生は わずかに40人であったが、李炳寰、林圭、蔡鍔らが優等生としてきこえた。梁啓超は毎日教室で 4時間教え、夜は学生の箚記を批評し、ときに、ひとつの文章について千語に及ぶこともあって、 しばしば夜を徹して寝る時間もないありさまであった。主張するところはすべて、当時の一派の 民権論であった。また清代の歴史事実について語り、失政を列挙して、さかんに革命を提唱した。 学問を論ずると、荀卿より以下、漢・唐・宋・明・清の学者たちは、完膺なきまでに攻撃せられ た。当時、学生たちは、みな寄宿舎に住んでいて、外との交渉はなかった。学校内の雰囲気は日々 激変していったが、世間はこれを知らなかった。休暇になって学生たちが帰省して、箚記を親友 に見せていらい、湖南全省は騒然となったのである。②

すなわち、これから見る限り、時務学堂は非常に活発に機能し、民権論が唱えられやがて湖南 省が騒然となったことが知られる。

以上、大概章程、学約、戊戌政変記、清代学術概論などにより、時務学堂の機能を明らかにしたが、次に、その参加者について見て行く。

3、時務学堂の参加者

すでに湖南省の前国子監祭酒王先謙等の輝紳の申請により、時務学堂が設立されたことを述べたが、 その実際の組織はどのようになっていたかを明らかにして行きたい。

まず、『清代学術概論』には、

さきに譚嗣同は、黄遵憲、熊希齢らとともに時務学堂を長沙に設立していたが、梁啓超を主講のポストに招聘し、唐才常らは助教となった。

と述べられており、時務学堂の設立には、譚嗣同、黄遵憲、熊希齢らもあずかって力があったこと、 梁啓超が主講となり、唐才常が助教となっていたことが知らされる。

また『譚嗣同全集』によれば、

熊希齢から手紙が来た。その中で湖南省の官紳は、請うて梨啓超、李維格の2人を時務学堂の 総教習として招聘する計画を決めると、黄遵憲が極めて賛成したと云っている。

とあり、前述の梁啓超、李維格をそれぞれ(中文、欧文の)総教習にしようとしていることが知られる。

また熊希齢の上陳右銘中丞書には、

去年はじめて学堂を立てることを検査した時、梁啓超を招聘して教習とした。 黄遵憲、江標、 鄒代鈞と熊希齢、陳三立を発起人とし皆賛成した。そしてこれに継いで張祖同、王先謙もまたよ しとした。…即ち今年、欧榘甲、唐才常を添えて請うた。…^②

とあり、前述の梁啓超、黄遵憲、熊希齢の外に、江標、鄒代鈞、陳三立も発起人であり、前述の王 先謙、張祖同もよしとし、唐才常の他に欧榘甲を中文分教習としたことが知られる。

また前述の熊希齢の手紙の附録、梁卓如啓超原函には、

已にともにするのを擬して分教習韓文挙、葉学邁とが同じく来た。 とあり、韓文挙、葉覚邁も中分教習として来たことが知られる。 最後に湖南近百年大事紀述によれば数学教習として許**奎**垣があげられている。② つぎに学生としては、湖南開弁時務学堂大概章程の第2条に、

1、学生は定額を120人とし、府に按じて分派し、紳董の稟請により、巡撫、学政などの役人が 合同して受験者を募集して試験をし、12才から16才までの俊秀で、地味で正直な者を取って時 務学堂に入れて授業をする。名を報じた受験者は、省城に近い府県の者は、紳士の保証と推薦 によるが、省城に遠い府県の者は官紳が保証と推薦をする。第一期の試験ですでに入学させた 40人以外では第二期として正月下旬を定め、第三期としては、2月下旬を定め続いて入学させ、 三期限で満ちたならば、試験をやめ、遅くなったものは、ほとんど試験を受けさせない。

とあり、定員が120名で、12才から16才までで優秀な者を40人ずつ3回に分けて入学させようとしたことが知られる。

なお、この中で清代学術概論によれば、

学生はわずかに40人であったが、李炳寰、林圭、蔡鍔らが優秀生としてきこえた。^②とあり、李炳寰、林圭、蔡鍔らがいたことが知られる。

以上の時務学堂の関係者、教習、学生をまとめて表示すれば、以下の如くである。

学堂中の役割	氏 名	貫 籍	官職又はそれに代る資格等	派別
申 請 者	王先謙	湖南	前国子監祭酒	仮維新系
"	張祖同	"	候選郎中	"
賛 成 者	譚嗣同	"	候補知府	譚嗣同系
	黄 遵 憲	広 東	湖南按察使	
Hall Continue	江 標	江 蘇	湖南学政	
"	鄒代鈞	湖南	候選知県	
"	陳 三 立	江西	吏部主事	
提調	熊希齡	湖南	翰林院庶吉士	
中学総教習	架 啓 超	広東	举人	康梁系
"分教習	韓文拳	80,	監生	"
" "	葉覚邁	"	BACCACAST	"
" "	欧 榘 甲	"	附生	"
" "	唐才常	湖南	抜貢生	譚嗣同系
西文総教習	李 維 格	江蘇	監生	
算 学 教 習	許 奎 垣	Section Section	CONTRACTOR OF	
学 生	李 炳 寰	湖南	学 生	譚嗣同系
"	林畫	"	"	"
" " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	蔡 鍔	"	"	"

この表から見れば、時務学堂に参加した者で名前の判明している者は18名であり、その出身地は湖南9名、広東5名、江蘇2名、江西1名、不明1名であり、当然の事ながら湖南にかたよりが見られ、湖南の郷紳達の活躍がうかがわれる。また広東からの参加者も多く、それは康有為の弟子であり、教習に多い。

参加者の階級構成としては、按察使(正3品)1名、郎中(正5品)1名、知府(正5品)1名、 知県(6品)1名、主事(6品)1名、学政(7品)1名、翰林院庶吉士1名、挙人1名、生員4名、 書院山長1名、不明2名であり、按察使を最高とし、中下級の官僚、未流が多い。

参加者の派別は、時務学堂の申請者として湖南の大郷紳の参加があり、これは右派の仮維新系と考えて良いであろう。それにこの時務学堂を指導したのは、中間派康梁系であり、さらに、変法左派の譚嗣同系が指導を受けた者の中に多い。

また、この外に多くの湖南の郷紳の支持、その子弟の学堂学生としての参加があったであろう。 以上、時務学堂の参加者について考察したが、次に、その意義について見て行きたい。

4、時務学堂の意義

時務学堂の活動がやがて保守的な郷紳、葉徳輝などから注目されるようになり、1898年の6月には、 王先謙、葉徳輝などにより「湘紳公呈」が出され、批判されることとなる。すなわち「湘紳公呈」に は、

……梁啓超及び分教習の広東の韓や葉の者達は、自らを西学の通人と命じているが実は皆、原門の謬種であり、譚嗣同、唐才常、樊錐、易粛の輩もこれに乗じている。……^⑤

とあり、変法派の人達が一様に批判されている。そしてこの後、戊戌政変を迎え、熊希齢をはじめ 諸教習も辞任し、99年には名前も求実書院と改められた。

しかし、時務学堂の湖南省の変法運動に対する役割には大きいものがあると考えられる。 たとえば、湖南百年大事記述によれば、

湖南省時務学堂が開始されてから後、各府州県の開明士紳を刺激し紛々として書院章程を改革 し、計画的に新しい学堂を作るものが出るようになった。^⑤

とあり、その役割の一端を知ることが出来る。

すなわち時務学堂は湖南省に近代的な教育をもたらし、民権を提唱し、近代的官僚を養成しようと したことに大きな意義があったといえよう。

また、飲氷室文集によれば、

この40人の者、10余年来半分以上が国事で死んでいる。今生きているのは5、6人のみである。^②

とあり、第一期生の多くが国事に殉じていることが知られる。

おわりに

以下、時務学堂について考察して来たが、最後にそのまとめをして置きたい。

時務学堂は、中学を基本として洋学を学ばせ、優秀な者を京師大学堂や外国の大学で研究させ、官 更とし、或いは郷試の受験資格を与え、民智を広めるために省城の北門に1899年設立されたものであっ た。

その機能としては、受験生の取り扱いを考え、修学年限は5年であったが、3ヶ月で去留を決めていた。また教職員の種類についても述べられている。学科目は、中学と西学であり、上級生になると専門に分けた。また試験の方法も考えられており、卒業すれば、京師大学堂や外国の大学か、官庁の繙訳随員か南北製造等の局の仕事をするため派遣されることになっていた。また学生の賞罰、教官の表彰についても考えられている。学習方法としては、読書や討論などが取り入れられていた。また5年の内課生の外に半年から1年の外課生も採用され、小学校の教員とし、風気を聞こうとした。

時務学堂の日常活動は盛んであり、民権論が唱えられていたが、世間がそれを知るようになり、湖 南省で大問題となった。

時務学堂の参加者としては、教員と学生がいるが、今その名前の判明している人達を中心に考察した。まず出身地は、湖南と広東にかたよりが見られた。階層構成としては、按察使(正3品)を最高として中下級の官僚、未流が多い。参加者の派別は、開学を申請したのは右派の仮維新系の大郷紳層であり、学堂を指導したのは、中間派の唐梁系であり、指導を受けたのは、左派の譚嗣同系であった。時務学堂の意義は、湖南省に近代的・民権的な教育をもたらし、官吏を養成しようとしたことであり、その出身者で第一期生には国事に殉じている者が多い。

第五項 京師大学堂

はじめに

本項においては、変法運動における西学的な学堂の役割の事例の1つとして京師大学堂の場合を取り上げる。

京師大学堂は、戊戌の年に成立を見るが、その設置の歴史的経緯、また設置の意図、その機能、その組織、その意義等を明らかにし、その後の発展についても展望して置きたい。

以下順を追って述べて行くこととする。

1 京師大学堂の創設

京師大学堂については、諸先学の論文があるが、^①前述もしたように、変法運動における学堂の役割の1つとして明らかにして行きたい。

最初に京師大学堂創設の経過について触れ、つぎにその設立意図、設立年代、設立場所などについて述べて行く。

まず、京師大学堂の創設についてであるが、京師大学堂は、中国在来の国子監の制度や書院および 同文館の影響を受けているので、それから述べて行く。

京師大学堂章程第6章、設官例第一節から第三節までにおいて、後述もするように京師大学堂の設 管大臣が管国子監事務大臣の職に、総教習が国子監祭酒、司業の職に、分教習が翰林院五経博士、国 子監助教の職になぞらえられており、京師大学堂が国子監の影響を受けていることが知られる。②

また、光緒24年5月22日の上論によれば、大小の書院を各種の学堂に替えることが述べられている。 すなわち

「各省府州県の現にある大小の書院を一律に改めて中学西学を兼習する学校とし、学校の等級については省会の大書院は高等部とし、郡城の書院は中等学とし、州県の書院は小学となし、皆京師大学堂章程を分けて、それに照して運営させる。……」^③

とあり、書院を学堂に改め、各学堂に京師大学堂章程を与え、京師大学堂にならって各学堂の運営を させようとしていることが知られる。^④

ついで、京師大学堂章程第三章第五節に見られる膏火銀処遇については後述もするように同文館の 例にならっている。また同章程第五章の聘用教習例も同文館の場合を参考にしている。

さらに、同文館の館長W・A・P・マーティンが京師大学堂の総教習に選ばれていることからも、 $^{(6)}$ 同文館と京師大学堂の関係の深さを思わせるが、1901年京師大学堂が同文館を継承、大学堂に訳学館を置くこととなった。 $^{(7)}$

つぎに、北京強学会が禁止されそれが官書局となり、京師大学堂の附属施設となるので、その点も 含めて、京師大学堂の創設の経過を見て行く。すなわち孫家鼐は、北京強学会の禁止後、光緒帝と会 見して次のように述べている。

丙申(光緒22年)正月に……孫家鼐は、強学会の利有りて弊なきの説を密かに光緒帝にのべたが、光緒帝はたやすくそれを聞き入れ、官書局の設立をゆるし、同文館の前例にならって総理衙門に所属せしめた。

そこで大臣を通して、人員を派し、管理するよう旨を請うたが、孫家鼐を派して管理せしめる 旨の上論があった。⁸

すなわち、これによれば北京強学会が官書局に替えられ、その管理が孫家鼐にゆだねられていることが知られる。

ついで李端棻が上奏して、官書局によって人材の出ることまたこれを拡充して北京からはじめて各 省府州県に皆学堂を設け、省には、省学、北京には、京師大学堂を作ることを請うているが、その中 で京師大学堂については、次のように述べている。

「京師大学堂には、官吏に選ばれた者や、国子監在学の貢生のうち30才以下の者を入学させ、 京官で学ぶことを願っている者はこれを聴く。大学の課程は1つは省学の如くであるが、これに 専精を加えて、各一門を執り、その業を遷さず3年をもって期と為す」^⑨ とあり、その意図が知られる。

さらに、総理衙門が京師大学堂は、管理官書局大臣により辦理されるよう覆奏している。^⑩ ついで、孫家**婦**が議覆開辦京師大学摺を上奏して次のように述べている。すなわち、

「京師に学堂を建てることをはかった大体の情況について上奏し、……皇帝の御鑑識を仰祈する。……臣は本年の正月総理衙門の原奏を査して、官書局を立てることを請うたが、もともと学舎を建設すべきであるという説があり、臣は命を奉じて書局を管理し、開辦章程を上奏し学堂を設立し教習を延請することを擬したが、これは学堂の議論であり、……官書局においても分内に応に辦ずべき事である。……」

とあり、京師大学堂の必要を述べている。

ついで欧米諸国の人材の輩出を大学堂の設立に求めており、中国においても以下6つの点を留意して大学を設立することを述べている。それによれば、まず第一に大学設立の宗旨が先ず定められなければならないことが述べられ、京師大学堂は、中学をもって体となし、西学を用としなければならないと述べている。第二には、学堂は宜しく造られるべき事が述べられ、第三には、学問が分科さるべきこと、第四には教習が求められるべきこと、第五には生徒が慎重に選ばるべきこと、第六には大学堂出身者は推し広められるべきことが述べられている。^①

ついで4月23日の変法国是の上諭によれば、

「数年以来中外の臣達は時務を請求し、多く変法自強を主としている。ちかごろ詔書がたびたび下り、特科を開き、冗兵を裁ち、武科制度を改め、大小の学堂を立てることは、皆再三の審定を経てこれをはかり、熟すればはじめて施行を議す……。

京師大学堂は各行省の倡と為すべきである。まず最初に挙辦して、軍機大臣、総理各国事務王 大臣が会同してやすんじて速に議して奏すべきである。……^③

と述べられており、改革の中心の1つとなる京師大が学堂の重要性が知られる。 また、5月8日の上論においても、

「……京師大学堂は各行省の倡と為すべきであり、特に論旨を下す。軍機大臣、総理各国事務王大臣をして合同議奏せしめて、すなわち迅速に覆奏すべきであり、稍も遅延してはならない……」 と述べられており、京師大学堂の速みやかな着手が命ぜられている。

また5月15日の上論によれば、

「……孫家鼐を派して大学堂事務を管理し、各員を辦事せしむ……もとより設けられている官書局と新設の訳書局は均しく大学堂に併入して管理大臣によって、督率、辦理される。……」 とあり、孫家鼐が、大学の事務の管理、附属施設の官書局、訳書局の管理をまかされていることが知られる。

また同日の上論によれば、梁啓超が訳書局の事務の辦理を命ぜられている。

さらに同日出された総理衙門の「遵籌開辦京師大学摺」によれば、

「……中国はまさに更新の始めであって、北京は首善の基をなすのでここに大きな手本を創めんとするのであり、規模は宏遠で条理は詳備であって、初めて見聞をたかめ人材を育てることができる。臣等は、仰いで聖意を体し、広く良法を集め、損益を斟酌し、章程を草定した。規模もおおむねそなわり、その要義をあげれば4点となる。第一には、寛く経費をはかることであり、第二には、広く学舎を建てることであり、第三には、慎しんで管学大臣を選ぶことであり、第四には、選んで総教習を派することである。……」①

と述べられており、京師大学堂設立の意図規模などが多少うかがわれる。

ついでマーティンが京師大学堂総教習に任命されているが、マーティンによれば、

「1898年日本の手で負かされることによって教えられた皇帝は、国家教育制度の完全な改革を 決心した。それは一にぎりの通訳者や随行員の西洋の科学知識に決して限定されないものであっ た。帝国の最高の学者が、国力の源泉に接近することを許されねばならないものであった。大学 は500万両で首都に創立され、筆者(マーティン)は皇帝の布告によって総教習に任命された。ま た、皇帝の布告により私は、中国の九段階の官僚の一つで私にとって最高の位を授けられた」⁽⁸⁾ と述べられており、マーティンが総教習になった事情が伺われる。 また中国側の史料によれば、光緒24年5月22日の上論には、

「……派して西学総教習に丁**韙**良を充すに至る。孫家**瑜**の面奏により、豫め鼓励するように請い、著して賞して2品頂戴を賞給せしめ、その非常な光栄を示した」⁽⁹⁾ とあり、マーティンの前文と符合する。

以上京師大学堂の創設の経過について述べたが、つぎに京師大学堂設立の意図について考察して行く。

京師大学堂の章程によれば、その第一章の一節、二節にその意図が明らかにされている。すなわち、「京師大学堂は、各省の表率となるべきであり、万国のよく仰ぐ所とならねばならないので、規模はまさに極めて宏遠であり、条理は極めて詳密でなければならない。……今京師にすでに大学堂を設けたのは、各省の学堂が皆、まさに大学堂の統轄に帰するためである。……」 とあり、京師大学堂が、各省の学堂を統轄し、万国からよ仰がれるものとなることを意図している

また、5月15日の上論によれば、

「……このたび大学堂を設立したのは、広く人材を育て、時務の講求を考えての事であり……」 とあり、その意図が人材の育成、時務の講求にあることが伺われる。

以上、京師大学堂の意図について考えたが、つぎに、設立年代について考察して行く。 設立年代は、5月15日丁卯(新暦7月3日)の上論によれば、

「現に当該の王大臣により詳しく章程が擬され、欧米の学規を参考にして綱目が立てられている」^② とあり、1898年であることが知らされる。

設立場所は、光緒東華録には、

「大学堂は京師に設立されて各省の表率となるべきである」^②
とあり、北京に設立されたことがわかる。

以上、京師大学堂の創設の経過、意図、設立年代、設立場所などについて考察したが、つぎに、京 師大学堂の機能について明らかにして行く。

2、京師大学堂の機能

まず、京師大学堂の授業内容について見て行く。京師大学堂章程第二章第二節によれば、

「西国の学校が読む所の書は、普通学と専門学の二つに分けられている。普通学は、すべての学生が通習することになっている。専門学は、人毎に各々一門を占めている。今おおむね欧米、日本の学校の学科目の種類によって中学を加えて表にして列すれば以下の如くである。

経学第1、理学第2、中外掌故学第3、諸子学第4、初級算学第5、初級格致学第6、初級政治学第7、初級地理学第8、文学第9、体操学第10、

以上は、皆普通学であり、読むべき本は皆上海編集局が編纂した教科書によるべきである。毎日、課を按分して、何科の学生であれ、3年間のうちに必ず、教科書を全部卒業すべきであり、それができて始めて学業成績表を得ることができる。ただ、体操は、教科書の中に入っていない。 英国語言文字学第11、仏国語言文字学第12、露国語言文字学第13、独国語言文字学第14、日本語言文字学第15、

以上の語言文字学の5種類は、学生が人毎に自ら一種を認めて普通学と同時に学習し、その教 科書はことごとくその国の原語の本で行う。

高等算学第16、高等自然科学第17、高等政治学(含法律学)第18=原註、法学はこの門に帰す、 高等地理学(含測量学)第19=原註測繪学はこの門に帰す、農学第20、礦学第21、工学第22、商 学第23、兵学第24、衛生学(含医学)第25=原註医学はこの門に帰す、

以上の10種の専門の学は、普通学卒業後学生毎に各々一門或いは二門を占め、すでに外国語を習った学生は、原語で各専門の本を読み、まだ外国語を習っていない学生は、上海編集局が訳した各専門の本を読まなければならない」

とあり、学科目は、普通学と呼ばれている教養課程の科目が10と外国語が5、専門科目が10科目、 開講され、学生が普通学を終って専門学に入る場合には、1つか2つの専門を選ぶことになっていた のがわかる。

ついで履習規定であるが、章程の第二章第三節から第六節に述べられている。第三節には、

「学生で20才以下の者は、必ず1ヶ国語を学習しなければならない。20才以上の者で舌が回うなくなって学習のできない者は、それを習うのを免ずることをゆるし、訳出された本を教科書とし、学問が成業するように奨め、外国語を兼せ学んでいる者と稍々区別する」^②

とあり、外国語を習得するのが原則であるが、20才以上の場合、それが多少ゆるめられていたことが知られる。,

「本学堂は、実事求是をもって主と為している。……以前の学堂から僅かにでも受け継ぐ事はできないようであるが、定めた教科は必ず厳密適切に行うので、よく効果を収められる。授業を受ける者は、毎日必ず6時間講堂に集まり、先生から授業を受け、4時に部屋に帰り自習をする。講堂の授業の6時間は、中国語の本と外国語の本を読むが、時間は、半々である。休日をのぞく以外は、毎日学習時間は、少しも欠くことはできない。これを遵守しない者は、退学にあたる」をあり、相当厳重な授業が意図され、欠席は許されなかったことが知られる。第五節には、

「学生の学習の高下を判定する考査は欧米の例によって、積分の法を用いる。毎日編集局の普通学の教科書を読ませ、よく一課を通った者は、合格とする。教科書の外、毎日読書の心得によって読書させ、ノートに抜き書きをさせ、その抜き書き帳を教師に提出せしめて、教師が詳閱する。分数によりその成績の高下を記入する。外国語は暗唱、黙写、解説の三事で、成績を数字で記入する。毎月、その数の多少を総計し、順番にならべて掲示する」

とあり、考査の方法などが知られる。

「毎月、テストは1回行う。教養科目は10科目の中ごとに一題を命ずる。……上級の学生で専門の学問を学ぶ者は、専門の題を命じ、これを試験する。教師の閲定により、上・下を分別する。ノートの抜き書きで高等に列せられた者は択んで刊布し、同文館の算学、課芸の例のように天下に流布させ、手本とする」

とあり、考査の方法、優秀なノートの抜き書きの公表等が決められている。

つぎに附属施設としては、章程第一章第六節には、「本本語」のは、「本語語」の意思を表現する。

「……京師大学堂は、各省の表率であるので、体制はもっとも崇**聞**にして一大図書館を建設することを考えている。それは、広く中西の要籍を集め、学問をする者の流覧に供し、天下の風気を広めようとするためである」

②

とあり、一大図書館を建設しようとしていることが知られる。

また章程第一章第七節には、

「欧米の各種の学問は、多く試験をしてみて始めて能く発明をすることができる。だから儀器は学堂にとって必需の事であるので、各国の都会には、おおむね、皆博物館があり各種の有用な器物をその中に陳列して、研究者の手本として備えれば、事は半であっても功は倍する。今このような考えに従って一博物院を設け、各種の天文算法、音声、光学、化学、電気学、農学、礦学、機器、製造、動植物学、各種の学問の応用の儀器を集め、みな院中にたくわえて実力で考求して

さる。行く助けとする」の 日本 音楽の主意物の かるまで 関係をひる 中国学会 国際

とあり、博物館を作ろうとしていることが知られる。

またすでに、5月15日の上論で見たように、官書局が附属施設とされている。^③ さらに、京師大学堂章程第三章、学生入学例第八節には、

「……別に大学の中に小学堂を立て、師範生を使って実験すれば、実に一挙両得の道を得る」^③ とあり、小学校が附属施設として建てられることが知られる。

また、章程第八章、新章第四節には建築学堂の事が述べられている。③

また、戊戌変法档案史料の光緒24年7月24日の管理大学堂大臣孫家鼐片によれば、

「……別に医学堂を設け、中西医学を研究するが、大学堂の兼轄に帰す」^③ とあり、医学堂も設立されようとしていることが知られる。

以上、附属施設としては、図書館、博物館、官書局、訳書局、小学堂、建築学堂、医学堂が置かれ、また置かれれようとしていたことが知られる。

つぎに経費等について見て行く。

5月15日の上論によれば、

「……必要とする所の仕事をして行く経費ならびに毎年必要とされる費用は、戸部において分別して工面して支給する」^⑤

とあり、必要な経費が戸部から支給されることが知られる。同様の記事は清史稿にも見られる。⁶⁰ さらに具体的な開設の費用や通年経常費については、総理衙門の上奏によれば、

「私共が大むね計算しますのに、京師大学堂を開設する時に必要とする費用が35万両であり、 通年の経常費が18万両余であります」^③

と述べられている。さらに孫家鼐によれば、

「月に分けて戸部及び南北洋大臣が、それぞれ5千両を戸部に送り届けて京師大学堂専用の費用にしていただきたい」³⁹

とあり、年額18万両を見込んでいることが知られる。

章程大七章、経費によれば、さらにこれらの内容が具体的に計算されている。すなわち開設の費用 については、その三節に、

「開設の経費については、学校を建て、図書、儀器及び西洋人教習を招聘する旅費を主なものとしており、今それを大略以下に列す。学校建築費約10万両、図書館建築費約2万両、儀器院建築費約2万両、中国書購入費約5万両、洋書購入費約4万両、和書購入費約1万両、儀器購入費約10万両、洋人教師旅費1万両。

右の開辦の予算表は約35万両である」
③

とあり、開設の経費としては、学校や図書館の建設費、書籍や儀器の購入費、外人教師旅費が主な 費目であったことが知られる。 ついで通年の経常費については、第二節に、

「中国の官制は、患に向い、俸給が少ないので、今やこれを実事求是にして、必ず俸給を多くし、 有る俸給で自ら養い、然るのちに真心をもってまかせられた事に責任を持たすべきである。管学 大臣の俸給が特別に出ていないので、それを除く外、各教官及び事務官の俸給を並べて表にすれ ば次の様である。

職名	人数	一人当りの 毎月の俸給	毎年合計銀
総 教 習	1	300両	3,600両
専門学分教習西人	10	300両	36,000両
溥通学分教習頭班	6	50両	3,600両
溥通学分教習2班	8	30両	3,880両
西文分教習頭班西人	8	200両	19,200両
西文分教習2班	8	50両	4,800両
総辦	1	100両	1,200両
提調	8	50両	4,800両
蔵書楼提調	1	50両	600両
供事	30	4両	1,440両
謄 録	8	4両	384両

右の教官及びその他の事務官の俸給予算表第一、毎年の支出総計81,600両 学生は六級に分け、級ごとに貰う手当に多少の差があるが列して表にすれば以下の如くである。

級		数	人数	各人毎月手当	毎年合計銀
第	1	級	30	20両	7,200両
第	2	級	50	16両	9,600両
第	3	級	60	10両	7,200両
第	4	級	100	8両	9,600両
第	5	級	100	6両	7,200両
第	6	級	160	4両	7,680両
附記	とのパ	小学堂学生	80	4両	2,400両
右。	0学生	生の手当予算	表第二、	毎年の支出総計	50,480両
其分	えの行	各項の雑用を	列して表	にすれば以下の如	くである。

火	食 560人	各人毎月銀3両	毎年約16,000両
華文	数科書	各学生1人分約銀2両	毎年約10,000両
欧文都	数科書	各学生1人分約銀2両	毎年約10,000両
奨	n	毎月銀1000両	毎年約12,000両

ノート、墨汁、ペン等

僕役の賃金食事代 約100人

予備の枠外の雑用

右その余の雑用予算表第三、

三表合計毎年支出

毎年約 2,000両

毎年約 3.600両

毎年約 5.000両

銀56.600両

銀188.680両

これは、毎年の経費を総計した数である」

とあり、教職員、学生、雑用に18万両余が支出されていることが知られる。

以上、京師大学堂の機能について考察したが、つぎに、その組織について言及して行きたい。

3 北京大学堂の組織

まず、教官、事務官等の構成であるが、章程第六章設官例によれば、

第一節 管学大臣一員を設け、大学士、尚書侍郎をこれとなす。ほぼ管国子監事務大臣の職の如 くである。

第二節 総教習 (学部長) ① 一員を設け、資格にかかわらず特旨により選抜して官にすることは ほぼ国子監祭酒、司業の職の如くである。

第三節 分教習(教授)を設け、中国人24人は総教習(学部長)より奏上して裁可を仰ぐことは、 ほぼ翰林院五経博士、国子監助教の職の如くであるが、外人で分教習となる者は官を論じな

第四節 総辦(事務局長)1人を設け、小九卿及び各部院司員を充てる。

第五節 提調(課長)8人を設け、各部院司員を充てる。1人は管支応、5人は分股稽学生功課、 2人は管堂中雑務とする。

第六節 供事(事務官)16人、謄録(書記)8人を設く。

第七節 図書館は提調1人、供事10人を設く。

第八節 博物館は、提調1人、供事4人を設く。

第九節 以上の各員は管学大臣を除くの外、皆、すべからく常に在駐し、学校にとどまるものと する。

とあり、管学大臣以下謄録に至るまで、各教官、事務官が置かれていたことが知られる。これに従って、孫家**婦**は管学大臣に選任され、梁啓超は訳書局事務の弁理を命ぜられ、マーティンは総教習に任命されたのである。

さらに外人教官を含めたこの精しい員数については、章程第七章経費の第二節によれば、総教習 1 名、専門学分教習(西洋人)10名、普通学分教習頭班 6 名、普通学分教習 2 班 8 名、西文分教習頭班 (西洋人) 8 名、西文分教習 2 班 8 名、総辦 1 名、提調 1 名、蔵書楼提調 1 名、供事30名、謄録 8 名、計教官41名うち、中国人22名、事務官41名の計82名が知られる。

ついで、教官の採用について、章程第五章聘用教習例を見て行く。

- 第一節 同文館や北洋学堂等は多く西洋人を総教習としているので、学校の授業内容は、中西ならびに重んずる。すでに中国人ははばひろく西洋の学問に兼通する者もあるが、西洋人には中国の学問に兼通するものは必ずやいないであろう。前述の学堂においては、中国の学問が、偏り枯れるのは免がれることができない。それは西洋人を総教習とするからである。すなわち専ら西文については、英、仏、露、独の諸文の並用は論ずるが、何国人を招聘するかを論ずることは無いので皆節制することができない。他種の語学の教習の専門諸学もまたそうである。故に中国人の研究者で中西を合わせて学んでいる大学者をよく見て学部長とすべきであり、然る後に体制を崇め、実際の効果を収むべきである。
 - 第二節 学生の成就と否とは、全く教習にならう。教習に人を得れば、綱目ついに挙ぐ。教習に 人を得なければ、いたずらに巨額をついやして成效することはない。この挙はすでに維新 の政の実事求是に属しているのだから、教習は、庶吉士や監祭酒等のむなしいいきがかり よりも品学とも優れており、中外に通暁している者を採用した方が良い。すなわち、官階、 年齢を論じないで人を得ることを主となし、或いは、総理衙門大臣の人材の保薦によった 方が良い。この職に任ずべき者は旨を請うて採用すべきである。
 - 第三節 普通学の分教習10人は皆中国人であり、英文分教習12人は英人、中国人それぞれ6人、 日本分教習は2人、日本人、中国人それぞれ1名、露独仏の分教習はそれぞれ1人であり、 或いは本国人或いは中国人を用いるが、有る所に従って定める。専門学10種の分教習各 人については皆欧米人を用いる。
 - 第四節 使臣を用いるのは、公使館の書記官や随員を採用する例によるものとする。分教習は皆 総教習の採用により、意見の違いを免れ、手足となって働く利益がある。西洋人で招聘す るのが困難なときは、総教習を通して総辦が随時総理衙門と各国の使臣と会合して、西洋 の中学校に依頼する。
 - 第五節 現在開設する最初の学生は大抵、第一学年であるので、編訳局の編出した普通教科書によるべきである。卒業して専門を学ぶ者は最も早い者で2年以後であるので、現在専門の各学の教授は、教えるべき学生がないのと同じであるので、暫くは編訳書局の訳書の用に充てる。

とあり、主になるべく中国人で欧米の事に通じている人を教官として採用すべきであり、それは人間本位で官位を問わないこと、採用については、総教習が責任を持ち大学堂の運営がスムーズに行くようにしていることがわかる。

つぎに学生については、章程第3章、学生入学例によれば、

第一節 入学生は分けて2種類とする。

第一項、諭旨に列する所の翰林院編検、各部司員、大門侍衛、候補候選道府州県以上と大員の了

弟、八旗世職や各省武職の子孫で入学して学習したいと願うものである。

第二項、各省の中学堂の学業を終え、卒業証明書があり、はかって送られて来て北京で学習した いと願うものである。^⑤

とあり、大官の子弟と中学堂卒業者の2種類があったことが知られる。

第二節では、

第二節 学生は2種類に分ける。各種の普通学を治め、すでに卒業した者は、頭班とする。現に 普通学を治めている者は第二班とする。第一項、学生で試験を受けて入学した者は始めは、 皆二班となし、しばらくしてあげる。第二項、学生ではかって送られ大学に来た者はまず、 総教習による試験で、もし普通学を治めて卒業した者と同じなら頭班とする。もしまだ卒 業していない者は、二班とし補足をまって上級にあげる。

とあり、学生は普通課程と専門課程の二つに分れていたことが知られる。

第三節では、論旨の本旨は、誰でも入学を志願する者に入学を許可するのが建前であるが、悪い習慣におかされ教誨できない者や資質が劣下で成業のむずかしい者もいるので、入学志願者は名前を述べさせてまず附課生とし、一ヶ月以後総教習、提調等がその人の品資質をしらべ入学を許可するとおおよそ述べられている。

第四節には、学生の定員が出ており、しばらくは500人を定員とし、第一項は300人であり、第二項は200人であり、それ以上は、しばらくは外課生として欠員が出来次第それを補うが、それまでは、学堂に住んだり、手当を支給されないとあらまし述べられている。

第五節では、同文館の例によって、500人の学生を6級に分け、成績の優劣によって手当の額が足められている事が知られる。^⑤それを表にすれば次の通りである。^⑤

等	次	額数	毎月手当
第1	級	30人	20両
第2	級	50人	16両
第3	級	60人	10両
第4	級	100人	8चिं
第5	級	100人	6両
第6	級	160人	4両

第六節では、学生の昇級などは慎重にし、成績の優秀であったものの学科の成績が落ちれば級を降し、優秀な者と代え、学則を犯した者で軽い者は級を降し、重い者は退学させることが知られる。 第七節には、

「三級までの学生で高才な者を選んで師範生となし、専ら教授法を請求させ、将来分けて各省の 学堂に行かせ教習の用に充てる」^②

とあり、成績の優秀なものを各省の学堂の教習にしようとしていたことが知られる。

第八節には、「ションコートリング」を見る事のはなり、それをおかれば、日本のでは、「ションコートリング」を表現している。

「西洋の師範学校生の例では教授法を学科目とする。だから師範学校ごとに小学校が並設され、 師範学校の学生が小学校の生徒を教えることを命ずる。論旨を釋けば、大員の子弟、八旗世職等 で来学してくる者は、まだ指導せず、明年に限り、16才以下、12才以上の者は、小学生とし、別 に大学の中に小学校を立て、師範生を使って実験すれば、実に一挙両得の道を得る」

とあり、師範生を教生とすること、京師大学堂に小学校を併設しようとしていることが知られる。 以上、北京大学堂の組織、構成員としての教官、事務官、学生について述べたが、つぎに、京師大 学堂の意義について考察して行きたい。

4 京師大学堂の意義

京師大学堂は、中国最初の洋風総合大学であり、全国の学校を統率するものであり、世界からもよく仰がれねばならないものであり、人材養成が意図された。

京師大学堂は戊戌政変後も残され、義和団の時、一時中断されたが、それ以後1906年には京師大学堂として開学され、1912には北京大学となり、現在まで存続している。

今、卒業生の進路を通して、その意義を明らかにして行きたい。

章程第四章、学成出身例によれば、第一節では、京師大学堂の出身に、国家試験の道を閉ざしてしまえば、学業を終えても用いる所がないので、高才の人は大学に行きたがらなくなる。現在この盛挙を創めたのだから、つとめて従来の悪い点を直して学校を出たものを官吏に採用すべきである。現在の京師大学堂はすでに出来、各省も又これを継続して行こうとしているので、科挙をかえて大学堂の出身者の官吏になる道を造り、人才を励まし、風気を開くべきであるとおおよそ述べられている。 64

第二節では、

第二節 本年正月七日、上論があり、各省学堂に、経済科挙人、経済科演士の名称がある。今各省に上は省会から下は府州県に及ぶまで、1年内に学堂を設立し、府州県は小学といい、省会ではこれを中学堂といい、京師は大学堂という。小学校を卒業し、卒業証明書を持っている者は経済科生員として中学に昇らせる。中学を卒業し、卒業証明書のある者を挙人とし、大学に昇らせる。大学を卒業して卒業証明書のある者は、進士として引見して官を授く。すでに挙人を得ている者は、各処の学堂の教習の職に充てる。すでに進士を得ている者は、その専門で各々が長じている事で仕事を授け、新政をたすけさせる。これは採用することがいよいよ広くなり、この制度の成就の益が多くなるためである。

とあり、学校卒業者特に大学堂出身者を進士としその就職を配慮していることが知られる。 第三節では、

第三節 京師大学堂にはすでに職を授けるべき人員が多くあり、卒業後これを如何に破格採用するかは、聖裁による。各省の中学堂生ですでに挙人の者は、その卒業後大学に入れる時

進士となすべきであり、大学中ですでに職を授くべき者達と同じにして待させる。 ら とあり、卒業者の就職の問題が考えられている。

第四節では、

第四節 大学堂中の卒業生で高才の者には、まず清貴の職を授け、欧米各国に数年遊学させ、 経歴に役立たせ、遊学の大成を期し、帰ってからはすぐに採用して、時代の困難をすく い、後進に勧めさせる。

とあり、成績の優秀な卒業生を海外に遊学させ、有用の人材となし、困難に当らせようとしたこと が知られる。

第五節では、

第五節 かつて学生であり、すでに卒業して教官になっているものはこれを奨励する。今考えて、京師大学堂の分教習から各省の総教習に及ぶ各教官で、真心から教育し、その効果が著しく、その証明を持っている者は、皆三年に一度推薦して、元来生監であった者には、賞して挙人を与え、元来挙人であった者には、賞して進士を与え引見して職を授く。元来職のある者は、異常の労績の保挙の例に従って、心から善を誘う者となるのを勧める。

とあり、卒業生で教習となっている者で真剣に授業をし、その効果の著しい者を賞して1階級ずつ あげることが知られる。

すなわち、以上の考察から国家が京師大学堂の卒業生を如何に重要視していたかがわかり、また国 家有用の人材として彼らを重用し、国家の困難を乗り切ろうとしていたことにその意義があったこと が伺われる。

また戊戌変法の運動はほとんど戊戌政変によって弾圧されたが、北京大学は弾圧されることなく義 和団の時、一時中断されただけて、その後は現在まで存続している。このことからもその意義と重要 性を伺うことができる。

おわりに これられるとは小し、それとなる大利田の、カルとはできるのうかでもあ

最後に、今までの各節の考察のまとめと今後の展望をして置く。

第一に、まず京師大学堂の創設の経過について考察した。大学堂は、在来の国子監の制度や書院、さらには、同文館を継承発展させたものであることが知られ、直接的には、強学会の後身の官書局を拡充させたものであり、孫家鼐が管学大臣となり、W・A・P・マーティンが総教習となったものであった。またその意図は、章程によれば、各省を統轄し、世界からよく仰がれるものとなり、人材を養成するためであった。設立年代は、1898年であり、設立場所は北京であった。

第二に、まず京師大学堂の授業内容について考察した。学科目としては、普通学と呼ばれる教養科目が10、外国語が5、専門科目が10、計25科目開講され、学生は、普通課程を終ってから専門課程に入ることになっていた。

履習規定としては、毎日10時間学習することになっており、考査の方法、読書、ノートの抜き書き の提出などが決められている。附属施設としては、図書館、博物館、官書局、訳書局、小学堂、建築 学堂、医学堂等があった。

経費としては、開設費用が35万両計上されており、主に学校、図書館建設費、書籍儀器購入費、外人教師旅費にあてられた。また年間の経常費としては、18万余両が計上され、教職員、学生、雑用にあてられた。

第三に、まず、教官、事務官について考察した。教官、事務官等の構成については、教官41名(うち中国人22名)事務官41名の計82名であったことが知られる。また教官に適当する者としては、なるべく中国人で欧米の事に通じている者で人物本位にし、官位を問わないことが述べられ、採用については、総教習が責任を持ち大学堂の運営がスムーズに行くようにしている。ついで学生について考察した。入学生の主な種類については、大官の子弟と中学堂卒業生の2種類があったこと、入学してからは、普通課程と専門課程の2種類に分かれ、定員は500名であり、成績順に6等級に分けそれにより、手当金に差をつけて支給し、成績の悪い者は級を降し、学則を犯した者については、軽い者は級を降し、重い者は退学させることになっていた。また優秀な学生は、各省の教習に採用し、学生は併設の小学校の教生をすることになっていた。

第四に、大学堂出身者の進路を検討することによって、京師大学堂の意義を考察した。それによれば、国家は、京師大学堂の卒業者を官吏に任用する道を開き、進士とし、成績の優秀な者を海外に遊学させ、有用の人材となし、困難に当らせ、卒業生で教習になり、効果を上げている者は、一階級ずつ、格上げすることが知られ、以上から国家が京師大学堂出身者に大きな期待を寄せ、困難を乗り切ろうとしていたことがうかがわれる。

最後にその後の展望であるが、実際に京師大学堂が開学されるのは1906年(光緒32年)であり、 1902年(光緒28年)には新学制である「欽定学堂章程」が定められ、 その中に「京師大学堂章程」が入れられた。ついで1904年(光緒29年)「奏定学堂章程」が公布され、 学部に当る分科大学と大学院に当る通儒院が設置された。

1912年(民国元年)には大学制度が定められ、京師大学堂は、北京大学となり、大学予科(3年)、分科大学(3年)、大学院に分けられた。なお分科には、文、理、法、商、医、農、工の7学部がおかれた。②

これ以後、北京大学は、五四運動の時、その運動の先頭に立ったことは周知の事実であり、中華人 民共和国成立後、52年には大学の再編成が行われ、文化大革命の時には、校長陸平等が批判されるな ど、時代の変遷の度ごとに、その有り方が注目されている。